

予算審査特別委員会

平成19年3月13日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

浦 野 圭 司

副 委 員 長

里 川 宜志子

出 席 委 員

嶋 田 善 行

飯 高 昭 二

坂 口 徹

木 田 守 彦

理 事 者 出 席

町 長 小 城 利 重 助 長 役 芳 村 是

収 入 役 中 野 秀 樹 教 育 長 栗 本 裕 美

総 務 部 長 植 村 哲 男 総 務 課 長 清 水 建 也

総 務 課 参 事 吉 田 昌 敬 企 画 財 政 課 長 西 本 喜 一

企 画 財 政 課 参 事 野 口 英 治 税 務 課 長 藤 原 伸 宏

住 民 生 活 部 長 中 井 克 巳 福 祉 課 長 西 川 肇

健 康 推 進 課 長 植 村 俊 彦 環 境 対 策 課 長 植 嶋 滋 継

住 民 課 長 阪 野 輝 男 都 市 建 設 部 長 藤 本 宗 司

建 設 課 長 加 藤 保 幸 観 光 産 業 課 長 今 西 弘 至

都 市 整 備 課 長 藤 川 岳 志 都 市 整 備 課 参 事 堤 和 雄

教 委 総 務 課 長 野 崎 一 也 生 涯 学 習 課 長 山 崎 善 之

上 下 水 道 部 長 池 田 善 紀 下 水 道 課 長 谷 口 裕 司

会 計 室 長 清 水 孝 悦 監 査 委 員 書 記 佐 藤 滋 生

議会事務局職員

議会事務局長 浦口 隆 係 長 峯川 敏 明

(予算審査特別委員会)

○浦野委員長 初日に引き続き、2日目の審議に入らせていただきます。

早朝より御苦労さまでございます。

それでは、次に第7款土木費についての審査に入ります。説明を求めます。

藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 それでは、第7款土木費につきまして、御説明をさせていただきます。予算書の114ページから125ページにかけてでございます。座らせていただきます。

土木費全体では、本年度予算額は15億7,497万1,000円、対前年度4億3,350万円、21.6%の減額となっております。

初めに、114ページから115ページの第1項土木管理費、第1目土木総務費でございますが、本年度予算額は9,010万8,000円、対前年度6,938,000円、7.1%の減額となっております。主に職員にかかります人件費でございます。

次に、116ページでございます。第2項道路橋梁費、第1目道路維持費でございますが、本年度予算額は5,100万2,000円、対前年度4,712,000円、8.5%の減額となっております。安全で快適に道路を利用していただけますよう舗装などの道路補修に要する経費、また、路肩の草刈りや、底地整理等、道路を適正に維持管理するための経費が主なものでございます。また、今年度、道路に関する情報をデータにて管理を行うためのシステムの導入にかかる経費を計上いたしております。

次に、同じく116ページから117ページにかけてでございます。第2目道路新設改良費でございますが、本年度予算額は2億2,662,000円、対前年度6,151万8,000円、23.3%の減額となっております。この道路新設改良費によります道路整備につきましては、主に地域住民に密着した生活道路の整備を行っており、幹線道路とのネットワーク化、また、ゆとりと潤いのある道路整備に努めているところで、道路整備5カ年計画といたしまして進めている11路線及び処理場等の地域環境整備としての道路整備であります。

次に、同じく117ページでございます。橋梁維持費でございますが、本年度につきましては、急を要する補修箇所のないということから計上いたしておりません。

続きまして、118ページでございます。第3項河川費、第1目河川総務費であります。本年度予算額は610万円、対前年度32万1,000円、5.6%の増であります。主に地域で実施していただきました水路清掃による土砂等を適切に処理するための経費等でございます。

次に、第2目河川改良費であります。本年度予算額は1,800万円、対前年度2,020万円、52.9%減であります。内水排除の機能向上をさせるための水路改修費にかかる経費でございます。

続きまして、119ページから121ページでございます。第4項都市計画費、第1目都市計画総務費であります。本年度予算額は2億1,297万8,000円、対前年度1,442万7,000円、7.3%の増額となっております。主なものとしたしましては、いかるがパークウェイ事業にかかる整備促進に要する経費、都市計画道路法隆寺線事業にかかります用地取得費、工事請負費等の事業費及び本年度より3月10日に開通いたしましたJR法隆寺駅南北自由通路を町において維持管理することとなるため、その経費を計上いたしております。なお、法隆寺線整備事業につきましては、事業の円滑な進捗が図れますよう町土地開発公社におきましても用地の先行取得費を計上しております。

まず、いかるがパークウェイ事業についてであります。稲葉車瀬間では、年明け以降に2件の宅地について契約をいただき、用地取得率は約99%とほとんどの用地取得がなされたところであります。残りの用地につきましても、できるだけ早期に取得できるよう国とも調整を図ってまいります。現在、工事着手に向けて、文化財の発掘調査も進められているところであり、龍田川にかかる本線橋梁工事につきましては、本年秋の渇水時には着手される見込みとなっております。

次に、稲葉車瀬区間の用地の進捗等が進んでおりますことから、モデル区間東側から県道大和高田斑鳩線までの間、約820mについて、計画的に事業を推進するための準備として、1月に幅くいに向けての地元説明会が開催された後、幅くい設置が完了したところであり、一部区域であります。3月初旬に土地の境界の立ち会いも実施されたところであります。

続きまして、都市計画道路法隆寺線の整備についてであります。整備予定区間内における用地取得率は約87%となっております。未買収地につきましても、地権者

それぞれの課題整備を調整しながら交渉を進めているところであり、早期に御理解が得られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、昨年度から取り組んでおります既存木造住宅耐震診断支援事業につきましては、本年度も引き続き、国及び県の補助制度を活用しながら、既存木造住宅の耐震診断に対する支援を行うこととしており、前年度と同様に20件分の補助金40万円を計上しております。

次に、前年度まで斑鳩町旅館建築審査会と斑鳩町遊技場建築審査会は、別々に予算計上いたしておりましたが、審議会等附属機関の見直しに伴い、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正し、斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会として審議会を統合し、予算を一本化し計上いたしております。

最後に、先ほど申しあげましたJR法隆寺駅南北自由通路は、町の施設として、本年度より維持管理いたしますことから、必要な経費として、需用費、委託料等695万2,000円を新たに計上いたしております。

次に、第2目公共下水道費につきましては、斑鳩町公共下水道事業特別会計への繰出金としまして本年度予算額は3億7,411万8,000円、対前年度4,229万7,000円、11.7%の増額となっております。詳細につきましては、斑鳩町公共下水道事業特別会計で御説明させていただきます。

次に、第3目都市下水路費につきましては、都市下水路のしゅんせつ等の維持管理として120万円を計上しております。

続きまして、121ページ、下段から122ページでございます。

第4目公園費であります。本年度予算額は821万7,000円、対前年度100万4,000円、10.9%の減額となっております。予算の主なものは、4公園の維持管理費委託料であり、各公園の草刈業務や、清掃業務の委託費等を計上いたしております。住民の方々の憩いの場として常に快適で安心して御利用いただけるよう努めてまいりたいと考えています。また、公園遊具による事故等の発生を未然に防止するため、職員による定期的な点検、パトロールの実施など、安全管理にも十分留意してまいりたいと考えております。

次に、第5目都市計画審議会費でございます。本年度予算額は15万円、対前年度16万6,000円、52.5%の減額となっております。これは都市計画審議会の

委員の報酬であります。審議会の開会予定回数は前年度と同様であります。審議会等の見直しによる委員の削減と、委員報酬見直しによる予算額が減となっております。

次に、第6目開発指導調整費でございます。本年度予算額は86万5,000円、対前年度1万7,000円の1.9%の減額となっております。これは関係諸法令に基づく開発指導調整事務及び奈良県屋外広告条例による屋外広告物掲示の許可義務や、屋外広告物簡易除却などに要する事務的経費として、屋外広告物の簡易除却委託料等のほか、事務処理等にかかる所要額を計上いたしております。なお、新年度より屋外広告物簡易除却について、斑鳩町違反広告物を出さないまちづくり推進団体制度要綱を施行することといたしており、推進団体の認定、推進委員の委嘱等を行いまして、町民の皆様方がボランティア活動として、屋外広告物の簡易除却活動の一翼を担っていただけるよう考えております。

次に、123ページでございます。第7目景観保全対策事業費でございます。本年度予算額は367万3,000円、対前年度1万2,000円、0.3%の増額となっております。予算の主なものといたしましては、緑豊かな景観の形成を図るための三塔周辺でのコスモス栽培にかかる景観形成作物栽培の推進にかかる経費が緑化の推進として小学校への入学記念などにおける苗木の配布にかかる経費であります。

続きまして、123ページ中段から124ページでございます。第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費についてであります。本年度予算額は5億9,800万9,000円、対前年3億9,816万6,000円、40%の減額となっております。平成16年度から平成18年度の3カ年事業で進めてまいりました駅舎橋上化と自由通路整備につきましては、3月10日に開通いたしましたことから、本年度におきましては、駅南口広場整備工事を完成させてまいりたいと考えており、広場整備に必要な用地取得費及び工事請負費を計上いたしております。また、周辺道路の整備につきましては、南口の各計画路線について、関係地権者等に事業への御理解と御協力をいただけるよう調整に努めながら、道路の測量設計や調査業務を実施するための経費を計上いたしております。なお、事業の円滑な進捗が図れますよう、町土地開発公社におきましても、周辺道路整備に必要な土地の先行取得費を計上しております。

次に、124ページから125ページであります。第5項住宅費、第1目住宅管理費であります。本年度予算額は788万9,000円、対前年度296万4,000

0円、60.2%の増額となっております。適切な住宅管理に対応するための経費であり、増額分につきましては、消防法、西和消防組合火災予防条例の改正に伴い設置が義務づけられた火災報知機を設置するための経費であります。以上、簡単であります。第7款土木費についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○浦野委員長 第7款土木費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算書に関する説明書114ページから125ページまでです。どうぞ。

嶋田委員。

○嶋田委員 120ページの法隆寺駅南北自由通路等施設管理業務委託料なんですけれども、これ300万円計上されていますけれども、先ほどの説明で690何万とかそういうふうなことをちょっとおっしゃったようにも思いますけれども、僕の聞き間違いでしょうか。

○浦野委員長 堤都市整備課参事。

○堤都市整備課参事 ただいま部長の説明で、管理ということで300万ということをお申しましたが、この管理300万につきましては、維持管理上、維持管理におきます施設の管理として委託業務の中の金額が300万という形で、実質的には先ほど言いましたように、695万2,000円が全体の費用ということでございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そんなら、その残りの395万2,000円というのは、これどこにありますの。

○浦野委員長 堤都市整備課参事。

○堤都市整備課参事 この全体の内訳をお申しますと、まず、需用費の中で消耗品費で20万円計上させていただいています。これにつきましては、特に施設内の蛍光灯等の球の取りかえということで20万円を計上させていただいております。続きまして、同じく需用費の中の光熱水費という形で自由通路内の電気の費用、駅前の南北の水道ということで散水栓という形で333万円という形で計上させていただいております。役務費で施設の保険料ということで9万2,000円を計上させていただいております。それから、負担金補助及び交付金ということで32万6,000円という形で計

上させていただきます。これにつきましては、北側の道路整備に伴います水道の先ほど言いました散水栓等の設置によります加入負担金という形で計上させていただきます。以上が、695万2,000円という形でございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 はい、わかりました。

そして、この管理業務委託料いうて、これは民間に委託されるんですか、それとも何か町の外郭団体に委託されるとか、そこら辺はどうなんです。

○浦野委員長 堤都市整備課参事。

○堤都市整備課参事 今、この予算の中での計上につきましては、民間の方に委託していくという形でございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 はい、わかりました。

それと、116ページの第13節委託料の中に、道路情報管理システム導入業務委託料というのを計上されているのですけれども、これは詳しくいうんですか、どういうふうなことなんでしょうかね。

○浦野委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 116ページの第13節委託料の道路情報管理システム導入業務委託料として658万円計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、平成17年3月31日付で地方分権一括法によりまして、法定外公共物、国水・里道が町に譲与されたということを受けて、その法定外公共物の明示について、町道明示と同様に窓口業務が非常に多くあります。今、いただいているデータというのは地番データしかいただいております。したがって、窓口で来られた場合、その地番でファイルの番号等を確認しまして、ファイルをこっちへ持ってきて、それで図面を広げて見ていただくという、さらには原本証明の発行ということになれば、それを外してコピーを原本証明発行せなあかん、こういう非常に手間がかかる分と、それから、申請書類自身の劣化が激しくなっております。そういったものをシステム化してパソコンに入力してしまう、図面等も入力してしまうということで、できるだけ早く事務効率化をやっていきたいというふうなことで導入をさせていただ

くということで、19年度で計上をさせていただいております。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。

先ほどの説明ではレーダーによる何か情報とか、そういうふうな説明あったようにも思いますけれども、僕の聞き間違いですか。

○浦野委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 部長の説明ではデータという。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。ごめんなさい。僕の耳が悪かったんやね。

そやけど、今、説明受けた分については、これ17年度導入時に500万円の計上で、いったん見送るという形にはなっていたと思うんですけども、今回導入されるということは、その説明はどのようにして導入されるのか、それちょっとお聞かせ願えますか。

○浦野委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 17年度ですぐに対応をしたかったわけですがけれども、そういったシステムの導入に当たりまして、非常に煩雑と言いますか、非常に複雑なものがございまして、ただ単に里道国水だけの導入だけでいいのかどうか、将来的な町道も含め、あと公共下水道等、それから水道管、そういったものも含めてやはりトータルとしてやはりそういうデータとして持つておかなあかんの違うかということもございましたけれども、その辺のところも調整しながらやってきたわけですがけれども、まず里道国水について、今年度、19年度導入していこうという他の市町村等のことも参考にしまして、導入に踏み切っていった。今後は将来的には、町道とかそういった分をシステム化していくという考え方でおります。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 それでわかりますけれども、里道水路、また町道は大体同じようなものいうんですかね、管理なんで、それだったらもう今、里道、水道、町道と入れておかれた方がいいとは思うんですけれども、またそこら辺はまたこれから考慮していただきたいと思います。

それと、117ページ、例えば測量設計委託料いうのがありますけれども、これ

は斑鳩町では、測量設計、一つの業者に対して、測量設計、それを委託されていると思うんですけども、そのとおりの解釈でよろしいんですか。

○浦野委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 一人というのは、公嘱協会。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 測量設計やさかいね、道路を補修するのに、新設するときに、登記やなしに計画線やとか入れなあきませんわね、そういうふうなことの測量設計だと思うんですけども。

○浦野委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 申しわけございません。測量設計委託につきまして、19年度で計画しております路線4路線が測量設計委託を発注するというので計画しております、その路線ごとに業者発注していくということになります。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 測量と設計をまとめて委託されるいうんですか、発注されると思うんですけども、これ町内にも測量会社でもないんですけど、測量で挙げておられるところはあると思うんですわ、そこの方は、設計まではちょっとしんどいねんけども、測量やったらなんぼもできるんやと。町内業者でJ V組んでもできるんやと、設計は設計でそういうところに委託いうんですか、測量と設計を分けて委託してもらえたら町内業者としては助かるんやというふうなことをおっしゃってるところあるんですけどもね、分離発注いうんですかね、測量は測量、それで設計は設計と、測量業者と設計業者が連絡を密に取り合っていてやっていただくというふうなことは、ちょっと考えられへんのですかね。

○浦野委員長 芳村助役。

○芳村助役 今、実施をしています関係は、測量と設計が同時にできる能力のある業者ということで、その業者を指名して実施しているわけです。今言われたように、測量はできるけれども設計はできないということは私も聞いたことあるのですが、どうやねんということいろいろ資格審査会で話している中では、やはりちょっとそれは同時にすることが非常に安くつくものであって、別々にやるということも、それはちょっと高くつくということになるし、またJ V組めということになれば、どういう形の

J V組んで町に指名願いを持ってくるかということは、御本人の意思にかかわって来るとお思いますから、そういうことを含めて、それが果たして審査会によってオッケーということになれば、当然指名にも入れていかざるを得ないんだと、私どもはこう思っているわけです。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。

それとですね、もう一つこれは、一つの提案なんですけれども、登記業務等委託料、割とトータルでは大きい金額になってくると思うんですけれども、これ僕の単純な考えなんですけれども、資格を持った方を職員に迎えたら、その職員の給料だけでこれ全部できるの違うかなと、登記業務ですよ。それちょっと思っているんですけれども、それについては、町の考えいいますか、聞かん方がええんかな。一つの提案として、そういうことも考えていただいたらどうかなと思います。以上です。

○浦野委員長 答弁は。

○嶋田委員 よろしいです。

○浦野委員長 ほかにございますか。

飯高委員。

○飯高委員 118ページの河川費なんですけれども、目安の法隆寺南住宅の南の方に今、吉忠の跡地ですか、宅地開発計画が行われているんですけれども、以前よりあの周辺は冠水等によって住民が心配されているという状態が続いているんですけれども、この計画によって、排水がどういった形でされるのかというのが、また心配の一つの種になっているんですけれども、今どういう形で進んでいるのかちょっと御報告をお願いしたいと思います。

○浦野委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 ただいま御質問いただいております吉忠跡地の開発計画に基づきます排水の放流先の件でございますけれども、現在、地域からの排水につきましては、元吉忠の敷地の北西の角、町道の横に排水路、現在開渠があるんですけれどもそこに放流されています。その開渠から、町道を横断いたしまして西側の既設の水路に放流されるということで、まだ町と事前協議にはいたっていないわけなんですけれども、現状ではその水路流下能力があるかどうかといったところにつきましては、業者に確認をさ

せていただいております、この段階では流下能力があると、これはあくまで町道の横にあります現況の開渠、そこまでの確認はいたしております。以上です。

○浦野委員長 飯高委員。

○飯高委員 今回の開渠の既設の水路にあつては、当然チェックしなければならないという一つの大きなポイントなんですけれども、あそこのほかから地域から入ってくる水も加えて、今回の開発によって、下流河川に及ぼす影響というんですか、今後、慎重に見ていく必要があるんですけれども、仮に能力がなかったとした場合において、改修というのをどういうふうに、今の時点ではちょっとどういうふうに考えられるのかということをお聞きしておきたいと思ひます。

○浦野委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 はい、下流側に流下能力があるかないかということですが、この件につきましては、現状の状態で流下能力があるかどうかといったことが一つ問題になると思ひます。それとあと、この開発がされることによって、下流への流量がふえるかどうかといったところを見きわめる必要があるのではないかと、思ひます。

○浦野委員長 飯高委員。

○飯高委員 その点をしっかりとちょっとまた確認していただきたいと思ひます。

続いて、124ページの住宅管理費なんですけれども、これも以前、私が質問したと思ひますけれども、興留東団地なんですけれども、御存じのように老朽化されているということで、立ち退きについても住民の感情等でなかなかされないという状況下にあつて、今回、修繕料ということで追加されている部分があるんですけれども、どういった改修をどの程度の改修をされるのかということをお聞きしておきます。

○浦野委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 おっしゃっていただいております興留東住宅、今、委員もおっしゃったように、老朽化してございまして、その移転について入居者の方々とお話し合いを進めているわけなんですけれども、需用費の中の修繕料300万円のうちなんですけれども、このうちの100万円につきましては、現在、非常に著しく悪いという部分の措置を早急に早く措置をしていくということで100万円を挙げさせていただいております、その状況と申しますのは、非常に床自身が傾いた状況であるということで、まず

それを第一に直していくということでの100万円を組ませていただきました。あと200万円につきましては、入居者の退去後のリフォーム、内装のリフォーム等の通常補修で200万円を計上させていただいておるところでございます。

○浦野委員長 飯高委員。

○飯高委員 わかりました。まあ、早急に対処をしていただくようお願いしておきます。以上です。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 県道のエフワンのところから松岡のここまで、あれはいざない言いますのかな、何かあの道はネズミがかじったような今現状になっていますわね。だから、今まで、私が議員にならせてもうてから、初めは黒い舗装で、その次はまたカラー舗装で、インターロッキングになって、またこれカラー舗装になっていますわね、そしてその地盤が軟弱やいうことでなかなか安定してないんですねけれども、やはりこれから観光客が来られるね、歩いて来られるのやったら北口からおりてあの道を通って行かれると思いますけれども、やはり足につまずくような状況やから、何とかそれをちゃんとした道路にならへんもんかなと。あの部分だけなんですけれども、今までからそないして3回もそないして費用かけてやってくれてはるねんけども、もっともっと深いところまで安定した工事をせな、あの状態がまだまだ続くのかなと思いますけれども、せっかくカラー舗装していただいているのに、虫食いみたいになっていたら、やっぱりそこでつまずいたりする人もあると思いますけども、その道路のこれからどうしようと思っはるのかですね。今でも上にまたそうしてカバーしようと思っはるのか、またもっと抜本的に修理しようと思っはるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○浦野委員長 藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 今、御指摘の箇所については、法隆寺の駅周辺整備の事業も進めている中で、どうしても急を要する場所については、部分的に補修を行ってきている状況がございます。今年度、北口も対応していくわけで、その辺の整備の状況を見て、根本的な対応をしていきたいとこのように考えているところであります。部分的に、どうしても今御指摘のように段差が生じてつまずくような状況については、その都度対応しながらですね、最終的には根本的な対応をしていきたいとこのように思っ

るところです。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 今、部長言われた根本的な対策も講じていきたいということなんですけれども、今までそうして3回もこないしてカラー舗装をして、インターロッキング、そしてまたこないしてカラー舗装を傷むような状況の中でね、根本的にそれを解決したいという、そういう方法があるのかどうかですわな。やっぱりそないして観光客が来てくれはって、そないして歩いて行ってもらうのに、やっぱりああしてつまずいてひっくり返ったというような状況にならへんようにですね、やっぱりこう斑鳩町は観光を目玉に全面に打ち出しておられるという状況の中で、あの道路はどう見ても私は納得できないですわ。やっぱり歩いて斑鳩の良さを見てもらおうと思ったら、その道路をもっと早急に整備してもらわなければですよ、何や斑鳩へ来たって、あの道何やというような、どこの観光地行っても、インターロッキングとかいろんなそういう道路はありますけれども、そんなガタガタしたような道は余り聞いたことも見たこともないですわ。だから、できるだけ早く、根本的な改良をお願いしたいなということを要望しておきます。結構です。

○浦野委員長 ほかにございますか。

里川委員。

○里川委員 ちょっとまた何点か聞かせていただきたいと思います。聞きたいことを先の委員さんがお聞きになった点もありますので、それらは重複するので省きますが、予算書117ページで御説明をいただきました、幹線道路と生活道路との関係の中で、道路の利便性ということで、19年度では4つの路線についてということなんです、これは、4つというのはどこの地域で行う予定になっているのかをお尋ねしておきたいと思います。

○浦野委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 先に、その4つというのは、先ほど私が4路線と申し上げたところで4つということです。先ほど、4路線と申し上げましたのは、測量設計が必要な路線を4路線ということでお答えさせていただいておりますので、その測量設計必要でない路線もございますので、そういったことの上で、来年度整備します路線について御説明申し上げます。まず、町道5カ年整備計画で11路線挙げておりまして、その内の

4路線は既に完了いたしております。その5カ年の残りの7路線のうち、町道205号線、三井のゴルフ道これがまず一つでございます。それから、岡本循環道路、これにつきましては、まだ地域内の調整が行われているところでございます、まだ地域内の調整がついていないということで来年度は見送っております。それからあと、町道407号線、三代川の右岸堤防、斑鳩西小学校から東へ三代川沿いに行きます町道407号線、それと町道437号線、これにつきましては、大和川の目安堤防線、ちょうど目安の南側の道路になりますけれども、この部分でございます。それから、あと6m計画道路として町道110号線、これは法隆寺藤ノ木線になります。それと、町道405号線、これは当麻道国道25号の龍田吉田寺の前の道路になりますけれども、あとはその他路線として高安の町道362号線、神南の3丁目の5号路線、それから、三井の五ヶ村線の町道281号線、269号線、それから、幸前の町道327号線、こういったところが来年度の改修ということで計画をしております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 ありがとうございます。

実施区間についてはお尋ねをしようということでおいときたいと思います。

それと、120ページに先ほどもちょっとお尋ねになっていたのですが、自由通路、法隆寺駅の南北自由通路の施設管理業務委託料で民間に委託するんだというところまではお聞きしたんですけれども、この民間というのは、どこになるのかな。ただ、駅の方も構内の方の業務いろいろされると思うんですけどね。駅の構内の方の管理とか、JR側がどうしてはるのか。またうちの方のこっち側でどうなるのか。それを共通の業者を使うとかいうような考え方になるのか、そういうところで経費を抑えることができるのだろうかとか、ちょっとここを見ていていろいろなことを考えてしまったのですが、ちょっとこの民間委託に至る経過について御説明いただきたいと思うんですが。

○浦野委員長 堤都市整備課参事。

○堤都市整備課参事 先ほども申しました関係なんですけれども、委託料の300万円というのは組ませています。この中には、御存じのように設備がございます、一つはエレベーター、それとエスカレーターというのがございます。これについては、機種等がございます、そういった関係で、今後そういったメンテナンス会社

に委託していこうということで計画させていただいております。あわせて、もう一方では、特に自由通路という形で町民の方の南北自由通路を利用させていただくのとあわせて、駅利用者の方が通行されるという形で、施設内という形で清掃利用という形で、今現在この予算を計上させていただいています。業者につきましては、今委員さんも御心配いただいているように、JRに対しても駅ホームにつきましては、エレベーターもエスカレーターもございます。そういったこともあわせて、JRとも協議しながら進めておりますので、今後、この予算が決定次第、町としても4月から業者委託の方を計画していきたいということで、今後、JRとも詰めながらやっしていこうというふうに考えています。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 JRと一体的に委託をすることで、その点、効率的に安くなるとか、そういうことを私は望めるのならそういう手法がとれるのならその方がいいなというふうには思ったもので、また研究していただけたらありがたいというふうに思います。

この自由通路にかかわってなんですが、先日、開通式をしていただきました。実は開通式につきましても、私はテープカットなんかで、前に並んでカットしていただく人選については、ちょっと違和感を感じていましたけれども、それはさておき、これから選挙などが始まってきますとね、またあの通路の問題上がってくるか。当日も某県会議員さんが、うちの町会議員さんに、選挙になったらこの上でビラ配ってもええんかなというようなこと聞かはって、それはあかんというようなことを言っていたんですけども、その反面もう昨日、既に上で立って頭を下げておられた方もあったというように聞いているのですが、占用許可の問題難しいんかもわかりませんが、今年、たまたまできて、そしてまた選挙の年ということもあるのでね、せっかくですので、ちょっとどの程度が占用許可を取らずにやれるのか。その辺のきちっと、私たち町議会の方としても、やっぱり一定のルール持ってきちっとやっていきたいですし、また、他の選挙にかかわっても、その辺はルールをちゃんと守りたいと思っていますので、そういう点で、私たちは一切そういう行為は上ではしてはいけないというふうな認識に立っていたわけなんですけれども、どう判断したらいいのか。ただ黙って頭下げて立っているだけやったらええのかとかいう点についてね、ちょっと判断難しいんかなと思ひながら、町の方がどんなふうにお考えになるのかちょっとお尋ねだけしておき

たいと思います。

○浦野委員長 小城町長。

○小城町長 今、御質問者もおっしゃるように、難しいと思います。いずれにしても何でも一緒に、選挙期間中には、こういう選挙カーでも警察の許可をもらってと、一般で終わってしまったら、一々許可をもらいに行かんといかんわけですけれどももう自由に走っておられる、それがいいのか悪いのか、そしてそれで選挙当選したらお礼言うたらそれでええのか、悪いのか、そういうような議論がございます。今、里川委員おっしゃるように、自主的に自由通路を御辞退申し上げたら一番いいんですけども、ただ何もしてなかって頭下げたらそれでええやないかということになってくるから、私はやっぱり自由通路そのものよりも、自由通路以外の南、北の出口のところでされること、それも占有許可というのか、それはあるけれども、そこまで監視することがどうかという問題ですから、その辺は私は非常に難しいなど。やっぱり、これはもうだんだんとエスカレートしてきますから、そんなことを一々町が言いに行つて、ここでしたらあきませんよと。JRの館内やったら、その駅の構内やったら駅員さんが出てくださいとおっしゃいますけれども、自由通路ですから、これやっぱり斑鳩町のもんですから、この辺のことを、あそこで観光案内所をつくっていますから、そういう観光の案内所の配置をしますけれども、その方がおっしゃることが、必ず、おまえ関係ないやないかこうなりますから、その辺のことはやっぱり難しいと思いますけれども、やっぱり一定のことだけは、町としても決めておかなければいけないと思いますから、そういう点では今後の検討課題ということではしておきたいと思います。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 私もそういうふうに通式のと時からそういう何か声を聞いたり、昨日もお立ちになっていたことなので、ちょっと今、まさしく町長おっしゃられたように、加熱してきたらどんなことになるのかなという心配もありまして。でも、私たち議会としては、占有許可とってちゃんとやらなあかん、あの通路はこうだということを一一致した町議会では一致した考え方をもちたいと思っていますし、そういう点では今、町の方へもそういった問題提起をさせていただいたということで、その点については、またいろいろ今後の動向を見守っていただきたいというふうに思っております。

それと、引き続きまして、121ページにあります物件補償費で挙げていただいて

います。これぐらいの金額の物件補償金というのは、どの程度のどういったものなのかというのが、ちょっと気になりましたので、内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○浦野委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 この物件補償費ですけれども、これは都市計画道路法隆寺線の用地買収にかかります建物の物件補償費用の一部でございます。土地開発公社で先行取得をいたします物件に対しまして、規定の18年度の予算で一部精算をいたします。その残り、不足分につきましてここに計上をさせていただいているというところでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、これが全額ではないということですね。ということは、結構そこそこ大きなお家ということでもよろしいですね。はい、わかりました。

それと、すみません前後します。その補償金の上にあります耐震診断支援補助金ということで40万円、先ほどまた19年度もということでしたが、これにつきましては、私意見、担当課の方に申し上げてきた経過があると思うんです。去年のときも、18年度も募集をかけられた人数よりも応募された人数が多かった状況があったと思うんですが、でも20件ということで、足切り20件は斑鳩町がされたと、そんな中で、希望者があればできるだけ受けてほしいなということを書いてきたんですが、この19年度の予算を立てられる時点で、そのところはどういうふうに整理していただいていますでしょうか。

○浦野委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 19年度の予算計上といたしましては、先ほど委員おっしゃっていただきましたように、20件ということで計上させていただいております。これも20件で計上させていただいて実施の状況、公募いたしまして、その応募の状況を見ながら検討もさせていただきたいというふうに考えております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 前にも申し上げましたが、一応、県補助金おりてくる、オーバーした分についても県は出すということを去年やっておられますので、その辺、十分検討してやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それと、121から122にかけて、公園の関係で、4公園の草刈、122ページに500万円ということで大きい金額上がっていますが、この4公園の草刈で結構な金額だなと思っていたんですが、この草刈業務の中でですね、大和川の緑地公園の草刈をされるときに、かなり広い大規模な刈り方になるようなんですが、ここへ機械を持ち込まれるときに、前回、何度か昭和町の方からお電話いただきまして、現場も2回ほど走ったことあるんです。ちょっと機械の持ち込み方で、大きい機械持ち込むときどんなふうに説明されているのかとか、また表示されているとか、どういうふうに気づけてやっていただけているのか。また、それが十分御近所の方に御理解いただけてないのであれば、またそういったお知らせする工夫とかしていただけたらと思うんですが、これについては、私直接課長とはしゃべってなかったかもわかりませんが、課長も多分知ってくれてはると思いますんで、どういうふうに考えておられるかお聞きします。

○浦野委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 今おっしゃっていただいております大きな機械というのは、幅1.5mですけれども、草刈の機械です。これ搬入するときには、トラックで搬入いたしまして、公園の搬路を使って入っております。この草刈を実施する前に、作業看板ですね、事前に告知いたしまして入っておるといことなんですけれども。具体的にその進入方法につきましては、地域の方々に御説明をさせていただいているという状況ではございませんでして、委員おっしゃっていただきましたように、18年度1回そういうお話、住民さんの方からもございまして、個々に対応させていただくと、説明にあがるということでそういう対応をさせていただいております、今後も搬入は1回、まず出し入れ1回ずつですので、その都度事前に皆様に具体的な搬入方法について説明をするということはちょっと予定しておりませんので、工事看板等で事前に周知をさせていただいて着手をいたしたいというふうに考えております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね、私、現場見に行きましたら、随分、すごい東の方の坂道の方には看板あがっているんですけど、実際、人が割と使いはる階段とか、そんな方には看板がないんですね。ですから、人が通りはるようなところにもうちょっと目立つようにそういう看板を立てていただいて、周知をしていただいたら、降りようと思っ

たときにそれがよく見えるという、そういう工夫をちょっとしていただけたらありがたいかなというふうに思うんです。私も現場見に行ったとき見落とすところやっただけで看板、それでええっと思って戻って見て、ああこれかと思って、やっぱりちょっとわかりにくかったり実際ありますので、またそんなことでせつかくきれいにしていただくのに御近所の方に、またそういう苦情を言うてもらうのも、私らもやっぱりそういう苦情は余りお聞きしたくありませんのでね、またそういう努力をしていただけたらと思います。

それと、124ページにあります法隆寺駅の南口の広場、これは駅と一体的に整備をやっていただくということでしたけれども、これ具体的にはどうなんでしょうか、いつごろからいつごろまでがこの工事にかからはって、この工事かかるときには、南口の利用というのがどんなふうになるのか、工事中ね、私もうちょっとイメージがもう一つわからないので、この辺について、もう少し詳しく工事のやり方とか教えていただけたらと思うんですけれども。

○浦野委員長 堤都市整備課参事。

○堤都市整備課参事 南口の広場整備という形の関係なんですけれども、今現在、南口のJRの線路沿い、ハートインのどこなんですけれども、この歩道工事の部分的なんですけれども、今現在発注して6月1日までの工期で現在発注しているところでございます。これにつきましても、まだこの3月いっぱい、今まで利用していただきました南北の仮駅舎の解体がありまして、これが終わらないとこの工事の進捗もできないということがございますので、あわせてそれと日常利用していただきながら工事という形で、大半が夜間工事という形になります。それが6月1日までで終わるという形なんですけれども。

続きまして、先ほどからの質問の中で、南口全体の広場整備という形なんですけれども、特に今現在やっている工事がおおむね完了する中で、早い時期に工事の実施をしていきたいというふうに考えております。あわせて、北側につきましても、踏切りから駅までの間、この工事につきましても、近々発注予定をしております、この工事を先に進行すると、北側の駅の踏切りから北口の関係につきましてもの道路と歩道工事を先に発注するというぐあいになりますので、そういったこともございまして、なるべく早い時期に工事を発注、南側につきましてもは、なるべく早い時期に工事を発

注しまして、住民の方に早く利用していただけるように整備に努めていきたいというように考えております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 非常に人が集まってくるころの工事ですので、また神経も使われると思うのですが、さらに皆さんの利便性も考えていただいて、事故のないようにお願いしておきたいと思います。

私はここまでについては理解をしてくれていますしあれなんです、先ほどあわせて周辺道路の整備についてのいろいろ測量とか、進めていくということでしたが、私自身は、あえて申し上げますが、周辺道路の整備については慎重な立場で考えているんですが、今はいらっしゃらない議員さんはやれやれと言うときながら、今になったらどうか、こうとかというような方もいらっしゃるのですが、私は一貫して、この周辺道路の整備については、道路の幅とか、いろんなことを今までに出てきていますが、慎重に行っていただきたいなど。またさらに多額の費用がかかるということについては心配している立場だということだけ申し上げておきたいと思います。それをしていく場合には、やはり町民さんの理解を得られるように努力を当然して行っていただきたいということだけ、これについては意見として述べさせていただきます。

もう1点だけ、124ページ続いてございます住宅費なんです、私ここまではちょっと見落としていた感がありまして、今、せつかくの予算委員会なのでぜひ聞いとこうと思ったのが、町営住宅の家賃の問題なんです、斑鳩町は町営住宅の家賃の決め方というのがあると思うんですけども、この間、高齢者の方たちや、いろいろなところで税制が変わってきまして、増税という形になってきている中で、例えば、今年度、来年度からの保育所の保育料なんかでしたら、そのままの表やったら保育料が上がってしまうということで、もとの表を変えて対応しようという形になっているんですけども、この町営住宅の家賃については、この間のそういった増税の影響というのが家賃そのものに出ているのかどうかというのをちょっとお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○浦野委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 町営住宅の家賃の決め方でございますけれども、これにつきましては、基準月収額というのが定められておりまして、月額20万円以下でないと応募資格は

ないということが大前提でございます。それに基準月収額を求める算出式もあるわけであるわけですけれども、今おっしゃっていただいている税控除の関係ですけれども、公営法に基づきます控除につきましては、新族控除、それから寡婦夫控除、それから老人扶養控除、それから特定扶養控除、それから障害者控除、それから特別障害者控除、こういったことでの控除ということは挙げられておりますけれども、今おっしゃっていただいている保育所の関係につきましては、この公営住宅法の中では、そういったところがございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 やっぱりそういう控除が関係してくるといことは、家賃の決定するときにもかかわるのかなというふうに思うんですね。ですから、家賃がこの税制改革の中で、そういった控除がなくなったりとか、年金の基礎控除が140万から120万に落とされたりとか、いろいろなことが起こっている中で、家賃が値上がりしたという実態ですね、そういうのが現実的にはどうなんかなというふうに思ったので、今お尋ねをしたわけなんです。ただ、保育所言うたのはあくまでも例であって、保育所は今のこれからの住民税の関係で、同じ住民税の額やったら保育料が上がってしまうので、住民税の方の額を上げて保育料を同じ保育料でいけるようにちゃんと表をつくっているという、税制が改正になったためにそこを触って金額が動かないようにしているということがあるんですけども、公営住宅についてはそういう措置がされずに家賃が値上がりしているのではないんですかということをお聞きしたかったのですが、現実的には、状況としてどうなっているかというのが。今つかめなかったらまた、私は現実を知りたいので、また後ほどでも結構ですが。

○浦野委員長 暫時休憩します。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時01分 再開)

○浦野委員長 再開します。

加藤建設課長。

○加藤建設課長 ただいまの件につきましては、後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

○里川委員 それで結構です。

○浦野委員長 ほかございませんか。

小城町長。

○小城町長 先ほど里川委員は意見にとどめておくとおっしゃったんですけれども、私はやっぱりＪＲと協定をした中では、道路というのはアクセスは進行していますからね、やっぱりそのときの原点で考えていかんと、ＪＲも駅できたから後は知らんねんということには私はあいならんと思いますから、やっぱりそういうことは住民に聞けとかいうよりも、現実にもう現在、新家地域でも必ずみな行っているわけですから、もうそうして境界とか、いろいろな関係の整備を今しながら進めていますから、今さら意見を聞けというところで、やっぱり我々の住んでいるところの今河川改修も含めてですね、あの道路の現状を見られて、皆さん方あれでええかというたら、もう中辻さんところでも必ず渋滞していますよ。あそこでもう民家の家へ必ず入り込むんですよ。その現状を放置して、そのままでええのかということは私はあり得ないと思います。やっぱりその点については、今現状、服部から来られる方々でも、もう車が入られる状態ですね。その辺のことを見ていたら、もう車が入ってきたらもう対向できないんですから。そこらをやっぱり十分考えていかんと、やっぱりもう廃線敷も今、現時点で国の方と、今、工事かかるところはできるだけ安くいうことで、平米４万５，０００円で買わせていただいたわけですから、そんなことも十分御理解いただかんと、片方では私は駅は賛成しましたけれども、あとはもうまた住民に聞いてくれとこういふことにはあいならんと思いますから、そのことだけをやっぱりちゃんと皆さん方、私はＪＲの協定を平成１６年の６月議会で結ばれるときに、やっぱりアクセスの関係も一つは含んでおるといふことだけ御理解いただきたいと思います。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 どうしても町長そういうふう意見の方言いますと、そういうふう十分にこちらの思っていることが伝わってないのかなと思うんですけどね、もちろん危険な場所や狭い場所についての道路はやっていただいたら結構かと思います。あその道については、私たちも危ない、子どもさんが朝通学のときに危ないとか、いろいろなことを聞いていますので、それはそれでやっていただくのは結構なんです。ただ、今、非常に住民さんたち敏感になっているところで、余りにも大きい道路が必要なのかとか、そういったことがやっていっていただく中で、いろいろな部分で慎重にやっ

てほしいということと、住民さんにより理解を求める、だからその当事者だけではなくて、今なんかでも結構、斑鳩町全体の方からいろいろな意見を聞く中では、今後もしろいろな事業を進めていくのに、費用のかかる分について、できるだけ多くの住民さんに御理解をしていただけるようにしていただきたい。私たちは基本的に道路の整備については慎重な対応で今後も、町の提案に対して慎重な態度で臨んでいきたいというふうに思っているということなんです。ですから、町長の方が、私の思いをどのようにとっていただいているかわからないですが、危険な箇所については私はもちろんやっていただいたら結構かと思しますので。住民理解はやっぱり得ていこうというのをね、私たちだけではなくて行政も、議会の方も一緒にやっぱり住民に理解を求めていく姿勢というのを持ってやりたいなど。せっかくやっているのに、余りあっちこっちからいろいろなことを言われるのも私も嫌なので、そういう思いがあったのでね、ぜひお願いしたいなと思って意見として言わせていただいただけですので、できるだけ素直にとっていただけたらありがたいんですが。私はもう以上で結構です。

○浦野委員長 ほかに。

木田委員。

○木田委員 昨日ですね、ちょうどトイレに行きたくなって、岩瀬橋東側のこれは県の何ですねんけれども、竜田公園事務所と駐車場と、そしてトイレとあるあの駐車場でですね、もう5時10分ぐらいに行ったら、完全に閉鎖されるというのかね、そういうふうな状況になっていまして、そしたらもうそこ入れへんからいうので、岩瀬橋渡ってそれから北の方へ上って行ったとこね、その車もとめにくいようなとこやっていんけれども、その便所へ行ったら、今塗装中ということで使用禁止とこういうことでね、またそれから龍田の観光会館のところまで行ったらですね、昨日、幼稚園の茶話会か何か2階でやってはったりして、もう車いっぱいだとめるとこもないような状況でね、だからもうわしはそれから峨瀬の方まで行ったんですねんけどね、これから観光シーズンに入ってきたらですね、公園の事務所の駐車場いうんですか、あれは何時まで開放されるのか、そんなん5時できちっと閉められたらですな、やっぱりそれはせっかく来てくれはった人が、そんなんゆっくりとできないように思いますねんけどね。だから、その観光シーズンに入れば、何時か延長しはるのか、それはちょっとわかりませんねんけども、昨日のなんではもう5時10分に行ったら完全にピタッ

と閉められていたような状況でね、県の方にも、これから観光シーズンに入ってくるからね、桜シーズンに入ってくるから、その時間帯をちょっと延長してもらおうとか、やっぱりゆっくりと公園でも遊んでいただけるようにですね、県の方にもお願いしていただきたいなと思いますねんけども。それは時間とかそんなんはもう5時であその公園事務所が閉まるから、一体となっているから、もう駐車場も便所もすべて閉鎖されるのかね、その辺の何がどうなっているのか、ちょっとわかったらまた後でも結構です。

○浦野委員長 藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 今御指摘の駐車場のトイレのところについては、施設管理ということで、開放状態にしてないというのは事実なんです。これから御指摘のように、観光シーズン、桜とかありますので、その辺については、また土木事務所の方に確認をしていきたい。できるだけ明るいうちは開放していただけるような形にしていきたいと思います。

それと、今、工事やっている部分については、少し道路の中の改修でやっていかないと、近隣の方からもそういう問題提起されておりましたので、こういうふうにもさせてもらっています。ちょうど重なったということで申しわけなかったんですけども、地区からの工事やるなということでございます。

○浦野委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって第7款土木費に対する質疑を終結いたします。

次に、第8款消防費について審査に入ります。説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、第8款消防費について御説明申し上げます。125ページから128ページであります。座って説明させていただきます。

第8款消防費につきましては、本年度は総額3億2,127万6,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして980万2,000円、3.0%の減となっております。

125ページでございますが、第1目の常備消防費についてであります。西和7町

で構成いたしております西和消防組合の運営負担金といたしまして、第19節負担金補助及び交付金で2億8,441万8,000円を計上しているところでございます。

次に、126ページから127ページにかけてでございますが、第2目非常備消防費についてであります。本年度は2,210万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして123万7,000円、5.3%の減となっております。主な予算の内容でございますが、日ごろから町民の安心と安全、生命、財産を守っていただいている町消防団の活動等に要します経費と自衛消防団の支援、県防災ヘリコプター運営協議会及び県防災行政無線運営協議会への負担金などとなっております。

初めに、町消防団の運営につきましては、第1節報酬で1,094万3,000円のうち消防団員の報酬につきましては1,090万8,000円となっております。

次に、127ページに移りまして、第19節負担金補助及び交付金661万4,000円のうち分団運営費等で438万9,000円など合わせまして1,808万5,000円を計上いたしているところでございます。

次に、自衛消防団の支援でございます。20団体に補助を予定しておりますことから、同じく127ページの第19節負担金補助及び交付金で自衛消防団補助金として100万円を計上させていただいております。また、県防災ヘリコプター運営協議会負担金といたしまして同じく127ページの第19節負担金補助及び交付金で県防災ヘリコプター運営協議会負担金95万円、県防災行政無線運営協議会負担金27万5,000円などを計上いたしています。

次、127ページから128ページにかけてでございます。第3目消防施設費でございます。本年度は890万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして124万7,000円、12.3%の減となっております。

主な予算の内容につきましては、消防コミュニティセンター、法隆寺消防センターなどの消防施設にかかります維持管理に要します費用と、消防施設整備に対する補助金などとなっております。

初めに、消防施設の維持管理におきましては、127ページの第11節需用費では168万8,000円、第12節役務費で150万2,000円、128ページの第14節使用料及び賃借料で土地借上げ料などで246万9,000円など、合わせまして590万円を計上させていただいております。

また、消防施設整備に対する補助金といたしましては、128ページに記載のとおり第19節で負担金補助及び交付金、消防施設整備事業等補助金といたしまして158万4,000円を計上いたしておるところでございます。

同じく128ページの第4目の水防費についてでございます。水防出動費用といたしまして、第1節報酬で9万6,000円、第8節で報償費で水利調整報償金5万円、第11節需用費の食糧費で10万円、合わせまして24万6,000円を計上いたしております。

最後に第5目の災害対策費についてでございます。本年度は560万4,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして135万円、19.4%の減となっております。

主な予算の内容でございますが、地区別防災訓練の実施、災害物資の備蓄、避難所施設の誘致などに要する費用となっております。

初めに、地区別防災訓練の実施については、本年度も引き続き地域密着型の地区別防災訓練を3回実施してまいりたいことから128ページの第11節需用費で292万9,000円のうち消耗品で12万9,000円を計上いたしております。

次に、災害物資の備蓄におきましては、平成16年に作成されました第2次奈良県地震被害想定調査報告書の結果を踏まえ、計画的に非常食、毛布等の災害備蓄品の強化、充実を引き続き行ってまいりますことから、同じく128ページの第11節需用費で292万9,000円のうち消耗品といたしまして280万円を計上いたしております。

また、避難所施設の充実におきましては、発電機や照明器具、仮設トイレなどの避難所運営のための災害対策備品を計画的に備蓄するための費用といたしまして、同じく128ページの第18節備品購入費で庁用備品といたしまして250万円を計上させていただきます。以上で、第8款消防費につきましても説明とさせていただきます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○浦野委員長 第8款消防費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の125ページから128ページまでです。

坂口委員。

○坂口委員 今の説明の中で、災害対策費の中で、地区別防災訓練を3回されるという

話されたんですけど、この場所わかっていればちょっと教えていただきたいんですけど。

○浦野委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 現在のところまだ特定はされておられませんけれども3地区、3つの地区にお願いをする中で実施をしまいたいと考えております。

○浦野委員長 ほかにございますか。

嶋田委員。

○嶋田委員 128ページの負担金補助及び交付金の中で、消防水利協力金というのがあるんですけども、これはどんなものなんですかね。

○浦野委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 消防水利協力金15万円でございますけれども、委員も御存じのように、町内の各ため池を消防水利のために15カ所使わせていただく必要がある、その維持補修にかかる一部として各1万円を補助していくということでございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そうしたら、防火池の補助という形によろしいんですかね。

○浦野委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 はい、ふだんため池でございますけれども、防火の機能も有しているということで防火池という形で御理解いただければありがたいと思います。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そうしたら防火池ということで出ましたんで、一つお伺いしたいんですけども、下司田池ですね、樋が壊れていて水が外に出せないという形になっていると思うんですけども、その樋を改修するについては水利さん、また地元の自警団、自治会ですね、それとのいろいろな話し合いがなされているとは思うんですけども、防火池ですから、その堤防へ可搬式ポンプも運んで行って、水をくみ上げるということではできると思うんですけども、その樋を改修すればわざわざ堤防まで可搬式ポンプあげてホースを延長してすることなしに、下の方で水を受けて、そこから消防作業に入れるというふうなことになんですけども、その樋の改修なんかはどうなんでしょう、町の方は、防火池としての機能と考えて改修なんかはどうなんですかね。

○浦野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 おっしゃることはわかるんですけども、いずれにいたしましてもこの下司田池については、まかないする田の水の水利権といたしまして機能しておるものでございます。そうした中で、約4反ほどの4軒でそういった水利権ございまして、そういった機能の中でするための一つの樋として管理していただいておりますものでございまして、それにつきましては、通常は観光産業課の方でのそういった施設の補助金というものがございまして、そういった中で活用をしていただくというような話の中でお願いしております。そういった中で、樋の補修については、我々としては考えておるところでございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 こちらもおっしゃることはわかるんです。ただし、今、樋が壊れていて水が全然出されていないと、それで下の方の農地、ほんなら水利、水どうしてはんねんと、やっぱりほかから持ってきてつくっておられるところもありますので、それはそれとしてのやっておられることで、ただ防火池の機能として、やっぱり樋があって水が出されるという形が、非常時には一番よいと思いますので、またそこら辺も考慮していただけたらなと思います。以上です。

○浦野委員長 ほかにございますか。

里川委員。

○里川委員 1点だけちょっとお聞きしたいんです。消防費まず見させていただいた中で、西和消防組合負担金が結構大きな金額でマイナスになっているんです。うちがこんだけマイナスということは、多分、7町の中でも全般にマイナスになっているんだろうと、そうしたら結構な金額がマイナスになっているのは、内容的に隊員さん減らしてはるのかなとか、結構泊まり勤務とか、消防の方でしたら労働条件過酷ですので、そんな中で隊員さん減らしてはるような状況があるのかなと、ちょっと心配になったものですから、この減になっている原因ですね、そのところについてはちょっときちっとお聞きしておきたいと思います。

○浦野委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 御指摘のようにですね、前年の負担金から見ますと約600万円余り減っておりますけれども、これにつきましては、平成18年度の予算ベースで言いますと、西和消防の歳出総額が3,600万円減となっております。この原因でござ

いますけれども、西和消防でもこういったいろいろな経費については、節減に努めておられまして、決して消防隊員を減ずるということではございませんで、むしろ人件費としては若干でございますけれども上がっている状況でございます。それと、この減となった原因でございますけれども、毎年財政調整基金というものがございまして、これはどういったものかと申しますと、消防救急無線もデジタル化をしていく必要がある、また、通信指令台の高機能消防指令センター更新に備える等々、財政負担が一時期にふえないように積み立てておるものがございます。それが財政調整基金でございますけれども、これにつきましては、現在、御存じのように消防の広域化等々が全国的に見直しをするということで計画を立てられつつあるという中で、そういった動向も見据えながら、基金については来年度は積み立てをしないでおこうといった結論から、去年でもこの基金だけで5,000万円余り積み立てておったわけですが、それを来年度は見送ったといったというのが一番大きな原因でございます、決して隊員さんを減少するということではございませんので、その点御理解を願います。

○浦野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって第8款消防費に対する質疑を終結いたします。

10時35分まで休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○浦野委員長 再開します。

第9款教育費についての審査に入ります。説明を求めます。

栗本教育長。

○栗本教育長 それでは、私の方から教育費についての説明を申し上げます。座って失礼いたします。

平成19年度の教育費予算につきましては9億810万2,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと7,940万6,000円、8%の減となっているところでございます。その要因の主なものいたしまして、史跡中宮寺跡整備事業の公有化が完了したことによります事業費の減でございます。

それでは、以下各項目ごとにその主なものを説明させていただきたいと思います。まず129ページからでございますが、第9款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費でございますが、180万8,000円と前年度とほぼ同額を計上いたしております。教育委員会につきましては、現在及び将来を展望した教育行政を展開していくことが望まれるところでございます。そうした要請にこたえるべく月1回の定例教育委員会を開催いたしますとともに、教育委員みずからの資質の向上と教育委員会が一層活性化するよう研修を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、第2目の事務局費でございますが、8,702万5,000円を計上いたしました。前年度より60万2,000円の減となっております。この要因の主なものといたしまして、昨年度小学校の社会科副読本の作成に要しました経費が本年度は不要となりましたことによる減額でございます。

次に、130ページでございます。第7節賃金でございますが、県教育委員会より配置されます教員だけでどうしても不足する教科補充、あるいは特別支援教育の充実等のために、本年度も町費負担講師を配置いたしたく考えております。その予算を計上させていただいております。

次に第8節報償費でございますが、小・中連携教育の中で実施しております英会話講師の謝金等を計上いたしております。斑鳩町小・中連携教育の取り組みにつきましては、特に道德教育に力を入れ、小・中学校9年間を一貫して斑鳩の地域に学ぶことにより郷土を愛する心をはぐくむとともに、自分の良さや個性に気づき、自己の生き方を探求する力を育ててまいります。また、英会話学習や、小・中交流授業を実施推進し、小学校から中学校への移行期におきます学習、人間関係等のつまずきを防ぎ、不登校の減少につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、第13節委託料でございますが、教職員の定期健康診断を実施いたします。健康管理や、健康指導に要します経費を計上いたしております。また、子どもの安全確保を図りますために、保護者らに町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える子ども・安全・安心メールを本年度も引き続き導入することとし、それにかかります予算につきまして委託料で計上させていただいております。

次に、131ページでございます。第3目私立学校振興費では1,030万円を計

上いたしております。本年度も私立幼稚園周辺奨励費補助金によります保護者の負担軽減に努め、幼稚園の就園奨励を図り、幼児教育の充実に努めたいと考えております。

次に、132ページでございます。第4目スクールカウンセラー事業費でございます。48万4,000円を計上いたしております。不登校や問題行動への対応として、教職員と子どもたちとのコミュニケーションを深め、子どもたちの悩み等を早期発見、早期指導に努めるため、斑鳩中学校にスクールカウンセラーを、それから斑鳩南中学校には心の教室相談員を本年度も引き続き配置いたしますとともに、県から委託を受け、昨年度から2カ年の研究指定事業として斑鳩小学校に子どもと親の相談員を県事業として配置いたしております。これらの教育総務費の予算合計が9,961万7,000円となっております、前年度と比較いたしまして274万1,000円の減となっております。

続きまして、132ページから137ページにかけては、第2項小学校費でございます。第1目学校管理費では9,396万円を計上いたしました。前年度より264万8,000円の減となっております。その要因の主なものといたしまして、一般職の退職による人件費の減によるものでございます。この学校管理費では、小学校3校において、その管理運営上必要な経費につきまして計上いたしております。小学校への新規格の机、いすの導入につきましては、本年度は第3学年を新しいJIS規格に対応した机、いすに更新することとし、それに要する経費を計上いたしております。また、学校施設の整備、維持管理につきましては、斑鳩小学校の中館の耐震補強工事を実施してまいりたいと考えております。これにかかる予算を計上いたしました。また、各小学校に心肺停止状態の人への応急措置の機器でありますAED自動体外式除細動器の設置に要します経費を予算計上いたしております。このほか、学校施設の警備保障、消火設備等の点検業務等の委託料や、教職員の研修にかかる負担金を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、135ページからでございますが、第2目教育振興費でございます。2,420万5,000円を計上いたしております。前年度より2万1,000円の増で、前年度とほぼ同額を計上いたしております。クラブ活動や運動会、文化活動等の特別活動を推進するため助成を行うとともに、経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対しまして、就学援助を実施してまいりたいと考えております。

次に、136ページでございます。第3目保健体育費でございますが3,009万8,000円を計上いたしました。前年度より140万6,000円の増となっております。その主なものは、西小学校プールろ過器配管等、改修にかかります需用費の増によるものでございます。保健体育費では、児童の健康診断に要する委託料や、学校医等への報償費、給食調理員の臨時職員8人に要する賃金や、学校給食に対する保護者への負担を軽減するための給食補助金につきまして、今年度も引き続き予算計上させていただいております。

以上、小学校費の予算計上につきましては、1億4,826万3,000円となっております。前年度と比較いたしまして122万1,000円の減となっております。

次に、137ページからでございますが、第3項中学校費について説明させていただきます。

第1目学校管理費でございますが5,830万4,000円計上いたしました。前年度より132万8,000円の減となっております。この主な要因は、斑鳩南中学校の給食調理洗浄業務の委託化に伴う人事異動による人件費の減によるものでございます。この費目では中学校における学校管理運営上必要な予算につきまして計上させていただいております。教育環境の充実を図りますために、新しいJIS規格によります机、いすの導入につきましては、平成18年度をもって3学年すべて更新を終えたところでございます。また、学校施設の整備、維持管理につきましては、斑鳩中学校の本館、北館、校舎耐震補強実施設計を実施してまいりたいと考えております。これにかかる予算を計上いたしております。そのほか、臨時学校用務員の配置や学校施設の警備保障、消火器等の点検業務等の委託料や、教職員の研修にかかります負担金等を前年度に引き続き計上させていただいております。

次に、140ページからの第2目教育振興費でございます。2,235万8,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして、300万2,000円の減となっております。その主な要因は、昨年度中学校の教科書改訂によります教師用の教科書、あるいは指導書の購入に要しました経費が本年度は不要になりましたことによる減額でございます。この教育振興費では、中学校教育の充実を図るために必要な備品購入を行うとともに、部活動や運動会、文化活動等の特別活動を推進するための助成や、経済的理由によって、就学困難な生徒の保護者に対しまして、小学校費と同様

に就学援助を本年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。これらに要する予算を計上させていただいております。

次に、141ページからでございますが、第3目保健体育費では2,302万4,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして475万円の増となっております。その主な要因といたしまして、学校給食におきまして、現在の自校方式を維持しながらより安定した人員を確保し、安心して安全な給食を実施するため、本年度から斑鳩南中学校におきまして学校給食の調理洗浄業務の民間委託の導入にかかります委託料の増でございます。この保健体育費では、生徒の健康診断に要する委託料や、学校医等への報償費、学校給食に要する保護者の負担を軽減するための給食補助金や、斑鳩中学校の臨時給食調理員3人に要する賃金につきまして、本年度も前年度に引き続き予算計上させていただいております。これら中学校の予算計上は1億368万6,000円となっております。前年度と比較いたしまして42万円の増となっております。

続きまして、143ページからの第4項幼稚園費でございます。第1目幼稚園費といたしまして1億3,540万4,000円を計上いたしました。前年度より265万7,000円の減でございます。賃金では849万6,000円を計上いたしております。臨時講師5名の賃金が主なものでございます。このうち3名につきましては、特別な指導を必要とする幼児に対し、その心身の状況と発達段階に応じた指導を行うため、補助員として配置し、幼児教育の充実を図ってまいりたいと考えております。このほか、幼稚園費では園児の健康診断に要する学校医等への報償費や、施設管理にかかります経理業務、消防設備の保守点検に要する経費等につきまして、前年度に引き続き計上させていただいているところでございます。

続きまして、社会教育の関係でございますが、145ページをお開きいただきたいと思います。社会教育総務費でございますが4,164万6,000円を計上させていただいております。まず第1節報酬でございますが19万5,000円の計上でございます。これは社会教育委員の報酬でございます。生涯学習を推進していくうえで、専門的な立場でご意見や、助言、指導をいただき、現在のライフスタイルにあった内容の各種の生涯学習講座や、基本的人権を尊重することの大切さを学ぶ人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

第8節の報償費でございますが109万5,000円を計上いたしております。重点課題として取り組んでおります家庭教育の充実、推進について、各幼稚園、小学校、中学校において家庭教育学級を開設し、さらにその輪を広げることに努力をしているところでございます。また、子どもを持つ保護者にとどまらず地域との連携、地域の教育力の向上が不可欠であることから、家庭教育の重要性を認識していくための地域家庭教育集会を実施していきたいと考えております。そのための講師謝金として家庭教育講座に16万円、地域家庭教育集会に9万円を計上いたしております。

次に、第19節負担金補助及び交付金でございますが203万9,000円を計上いたしております。生涯学習を推進するため、その活動の基盤となります社会教育関係団体への支援及び助成が主なもので、各団体の活動を通しまして、生涯学習の支援をするものでございます。

次に、公民館費でございますが6,338万5,000円を計上いたしております。生涯学習活動の拠点施設として積極的な事業の開催を行ってまいります。また、自主的な学習活動の推進や、支援を行いますとともに、公民館教室等の開催を通じまして、知識、技能の取得や、生きがいつくりの学習機会の提供、充実に努めてまいりたいと考えております。また、第8節の報償費でございますが、公民館教室及び教養講座の講師謝金といたしまして250万4,000円を計上いたしております。

次に、第11節需用費でございますが、各公民館の光熱水費の費用といたしまして1,320万2,000円を計上いたしております。第13節委託料でございますが、公民館管理運営に要します費用として1,015万円を計上いたしております。

次に、150ページの文化祭費でございますが136万円を計上いたしております。本年度も文化振興財団と連携いたしまして、11月3日から7日までの間、いかるがの里文化芸術祭をいかるがホールで実施したいと考えております。

次に、文化財保存費でございますが1億7,198万9,000円を計上させていただきます。まず、第7節の賃金でございますが950万6,000円を計上いたしております。主に史跡中宮寺跡の整備に伴います発掘調査や、個人住宅建設等に伴う町内の遺跡の発掘調査のほか、公共事業及び開発事業に伴います発掘調査の作業員等の賃金でございます。

次に、第8節報償費でございますが103万7,000円を計上いたしております。

平成18年度より進めております安田家古文書調査整理に伴います調査員等の謝金でございます。

次に、第13節委託料でございますが7,478万4,000円を計上いたしております。その主な内容といたしましては、史跡藤ノ木古墳の整備にかかるものとして、平成18年度より着手いたしております整備工事の設計管理業務と、石室、石材の動態調査の委託料でございます。また、(仮称)文化財活用センターの整備にかかる展示物の作成業務や、映像やパネル等の制作業務や、これまで公有化を進めてまいりました史跡中宮寺跡の整備に伴います発掘調査における地形測量業務等の委託料でございます。

次に、第15節工事請負費でございますが7,820万6,000円を計上させていただきます。主に史跡藤ノ木古墳の墳丘と、石室見学施設の整備のほか、墳丘周辺部の整備を中心とした整備工事に伴う工事請負費でございます。

次に、152ページの青少年野外活動センター管理運営費でございますが116万3,000円を計上いたしております。例年7月から9月までの3カ月間の施設運営に要します費用でございます。

次に、153ページ、図書館管理運営費でございますが7,760万6,000円を計上いたしております。17年5月に斑鳩町子ども読書活動推進計画を策定いたしました。本年度はその実施計画2年目に入ります。昨年に引き続き、小・中学校、幼稚園、保育園に対する絵本等の貸与貸し出しを実施するとともに、司書教諭、図書担当者との定例会議の内容をより深めていきたいというふうに考えております。

また、資料の収集につきましては、当町の主産業であります農業、園芸関係資料や、歴史的資料についての収集にさらに重点を置いていく考えでございます。まず、第7節の賃金でございますが1,082万9,000円を計上いたしております。館長及び臨時職員にかかります費用でございます。

次に、第11節需用費でございますが1,895万円を計上いたしております。図書館利用者のニーズにこたえるべく資料の新鮮度を保ち、蔵書の充実に努めてまいりたいと考えております。その図書購入費が主なものでございます。

次に、154ページの第13節委託料でございます。2,020万4,000円を計上いたしております。図書館施設管理委託といたしましてはかかるがホールと図書館

を面積按分いたしまして算出されました費用1,350万8,000円が主なものでございます。

以上、これらの社会教育費の合計額は2億7,954万3,000円となっております。昨年度と比較いたしますと6,096万7,000円の減となっております。

次に、155ページの保健体育費でございます。2,282万4,000円を計上いたしております。すべての人々が幼児期から高齢期に至る生涯の各時期において、いつでも、どこでも、身近にスポーツを楽しむことが生涯スポーツの推進を図りますため、各種のスポーツ教室や、競技大会の実施、またスポーツへの関心が高まる中、そのニーズの多様化、高度化に対応するため、各種スポーツクラブの育成等を行っていくことといたしております。本年度も156ページにありますように、第19節負担金補助及び交付金で体育協会に149万円、またいかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会実行委員会に対しまして270万円の補助を助成してまいりたいと考えております。また、町制60周年記念事業といたしましてチャレンジデーを開催し、実施母体となります実行委員会に20万円の補助をしてまいりたいと考えております。

次に、157ページの町民体育大会費でございますが、119万円を計上いたしております。大会をとおしまして、町民の皆さんの健康、体力の推進と、スポーツに対する関心を高めますとともに、大会に参加し楽しんでいただくことによりまして、その親睦を図り、明るいまちづくりに結びつくような大会にしてまいりたいと考えております。なお、19年度につきましては、統一地方選挙の関係から5月27日に開催する準備を進めているところでございます。

次に、県民運動場費でございますが549万1,000円を計上いたしております。屋外スポーツ施設の中心的拠点でありますことから、屋外スポーツの振興を図る上で、良好な状態で利用していただくため、管理運営の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、158ページの町民プール運営費でございますが663万3,000円を計上いたしております。平成19年度も7月1日よりオープンすることで計画いたしておりますが、安心してご利用いただくため、その管理運営と運營業務委託料、そして光熱水費が主なものでございます。

次に、159ページのすこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございます。2,784万5,000円を計上いたしております。住民の健康体力づくりの推進、スポーツレクリエーション活動、そして町民相互の交流の場として利用していただくために、常に良好な状態で利用していただけるよう適切な管理に努めるとともに、老朽化いたしております施設の維持補修に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、教育費にかかります予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○浦野委員長 第9款教育費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の129ページから160ページまでです。どうぞ。

飯高委員。

○飯高委員 135ページの教育振興費の中に、総合学習ゲストティーチャーというの新しく載っているんですけども、少しだけ教えていただきたいと思います。内容について。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 ただいま御質問の小学校教育振興費の報償費の総合学習ゲストティーチャーの謝礼の件でございますけれども、これにつきましては、平成18年度まで、総合学習につきましては補助金を交付しておりますけれども、平成19年度から一般会計の方に変えようということになりましたので、それにおきますゲストティーチャーの謝礼を一般会計の報償費の支払いということで計上させていただいたわけでございます。

○浦野委員長 飯高委員。

○飯高委員 内容について、地域とのかかわりを大切にするために開かれた学校づくりに対しての取り組んでおられるんですかね。内容についてお聞きしたい。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 内容の取り組みでございますけれども、小学校におきましては、ナシ狩等の体験をさせていただきますのに、そういった方のお手伝いをさせていただきますゲストティーチャーとか、いろいろまた米づくり、田植え等に御協力いただきますゲストティーチャーいろいろございます。

○浦野委員長 飯高委員。

○飯高委員 わかりました。

それと、135ページ、学校図書についてなんですけれども、これは子ども読書活動の推進に関する法律が成立されて約5年なるんですが、学校図書の充実、または読書環境の整備がそれで進んでいるわけなんですけれども、今年度から学校図書に図書館の整備計画がまた新しくされるということで聞いておるのですけれども、現在の図書の状況なんですけれども、学校図書館の図書標準というのがあると思うんですけれども、現在、学校が整備すべき蔵書ですか、図書標準に照らして、その値以上になっているのかどうか、比較した場合にどういうふうな状況になっているのかお聞きしたいと思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 小学校の場合でございます。今おっしゃいました地方公共団体の中で学校図書の図書基準というものがございまして、これにつきましては、一応、学級数に応じまして蔵書冊数が変わってくるわけでございますけれども、今現在、小学校ごとで言いますと、斑鳩小学校につきましては1万1,160冊、それから西小学校では9,160冊、東小学校では1万960冊が大体標準冊数ということになりまして、大体目標といたしましては、平成22年度をもって大体標準化していくのではないというふうに考えております。そして、18年度から学校図書につきましては、交付税の算入もいただきながら、図書費の1.5倍ということでさせていただきまして、19年度もそれをみあう予算で計上をさせていただいているところでございます。

○浦野委員長 飯高委員。

○飯高委員 年々蔵書数がふえてくると思うんですけど、平成22年に向かったのこうした蔵書数をふやしていただけるようによろしく願いいたします。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 先日、テレビでしとった中でですね、公共の図書館、その貸し出しの本について、中をみんなちぎって、ほかの本をはっつけて返却したとか、それとか、本の写真分の切り抜きとか、あるいは何かマーカーペンというんですか、それでだあっといっぱいマーカーしてあるような返却というんですかな、図書が多数あるというようなことを報道されておったんですけれども、あれは何か勝手に夜間でも、朝でも返

却できるようなボックスというんですか、そこへ放りこんでいかはる人がそういうふうな形で、司書員というんですか、その人らに返す場合は、ある程度、点検しはるからいうことはないように思いますねんけれども、斑鳩町の図書館もこれだけ年数重ねてきたら、やっぱりそういうふうな事例も発生しておるように思いますねんけれども、それらについて、今まで一番の、何か高価な本に限ってそういうふうなことをされるとかというようなことも言われておりましたんで、今までそういうような事例があったのかどうか、やっぱりわしかて町民としてはやっぱり心配しておるとこなんで、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

○浦野委員長 山崎生涯学習課長。

○山崎生涯学習課長 貸し出し図書について、返却等に対していろいろ書込等破損図書があるのではないかと御質問でございますが、当館におきましても、現状を聞いて調査いたしますと、やはり図書にマーカーで印をされておったり、文字が書き込まれておるといような状況があるようでございます。その対策につきましては、やはりマナーの向上を訴えていくしかないのではなかろうかということで、今、図書館の方でその検討を行っていただいているところでございます。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 町民の税金で増冊していくような本ですので、やっぱり大切に管理運営をしていってほしいなとそういうふうにお願ひしておきます。

それと、神南県民テニスコート、ゲートボールコートがありますねんけれども、あそこについては、参考資料の中でも、余りにもセンターテニスコートとかに比べたら利用客が少ないように思いますねんけれども、あれを駐車場もかなりとめられるようなスペースがあるのでね、もうちょっと改良していただいて、ナイター設備あるのかどうか、そこまでちょっとわからへんねんけれども、やっぱりそういうことによって東ちゅうんですか、真中と西の方でも同じような町民が活動できるようなそういう施設にしてあげたらどうかと、私はそういうふうには思いますねんけれども、余りにもこのように差があるのに対してですね、町は今後どういうふうを考えていこうと思っはるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○浦野委員長 山崎生涯学習課長。

○山崎生涯学習課長 使用頻度から言いますと、中央体育館にあるテニスコート、ある

いは健民グラウンドにあるテニスコートが利用が多くて西のテニスコートが少ないという状況になっております。これにつきましては、よく御存じない方もおられるとか、あるいは設備的に脆弱であるとかいうようなことが考えられるわけでございます。それらにつきまして、一応、使用者等に聞き取りまして、改めるところは改め施設の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

○浦野委員長 ほかにございますか。

栗本教育長。

○栗本教育長 ちょっと先ほど私、説明させていただいたところで間違っただけで説明させていただきましたので、訂正を先にさせていただきたいと思っております。

社会教育費の総額について、私、金額間違っただけで説明させていただいたのですが、社会教育費の合計額で、私、2億7,954万3,000円と申し上げたんですが、実際は3億5,714万9,000円でございます。そして、その前年度と比較いたしますというところで6,096万7,000円と申し上げておりますが、6,230万円の減ということでございます。申しわけございません、訂正をさせていただきたいと思っております。

○浦野委員長 ほかに質問。

里川委員。

○里川委員 ちょっと教育費もいろいろお尋ねしたいことがあるんですが、まず、斑鳩町の子どもたちに大きくかかわる問題として、教育委員会の見解をお尋ねしたいと思っております。この4月24日に全国一斉学力テストが、国家予算の中で100億円を計上されて行われるということになっております。これについては、この予算書を見る限りでは、このテストについては、もう直接、国がこの予算を組んで行うのかなと、町の中ではこれは出てこないのかなというふうに予算書を見て思っておったわけなんですけれども、この学力テストにつきましてはね、非常に私たちも心配しているところなんです。文部科学省が言っているのを見ますと、個人名と学校名、成績というのはもちろんのこと、学習塾に週に何回行っているなどの、日ごろの生活状態なども書き込むようになっていっていると。そして、そういう情報を処理させるのが受験産業でもあるベネッセとか、旺文社とかいうところ、それとデータの整理にはNTTデータなどを使っている採点とか集計を出すと。これについては、個人情報保護の観点か

らは、どういうふうに教育委員会の方も考えておられるのか。

それと、市町村、学校ごとにこの試験とか、アンケートの結果については公表することができるとなっているんですよね。公表を認めているような状況なんです。その公表によって、出てくるのではないかという弊害についても、私はちょっと心配をしているところなんです。ですから、この文部科学省の方から、こういう全国一斉学力テストをやるといったときに、教育委員会としては、これを受ける側として、今、私が問題に感じている部分などについて、十分ご議論などいただいたのか。そしてまた、斑鳩町にも個人情報保護条例もございますが、その条例や、また市町村学校ごとの結果公表などについての考え方、この辺について、見解をどう出されているのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 学力テストにつきましての1点目の民間委託につきまして個人情報保護の関係でございますけれども、全国学力、学習状況の評価につきましては、文部科学省につきましては、問題用紙の発送、それから回収、採点、問い合わせ対応等の事務を民間委託ということにされるわけでございます。小学校事業につきましては、(株)ベネッセコンポレーション、それから中学校事業につきましては、(株)NTTデータが委託を受けることになっております。当委託が個人情報保護法に抵触しないのかということにつきましてでございますけれども、県の教育委員会にも問い合わせ確認しましたところ、委託に当たりましては、広く公募をいたしまして、選定項目で機密保持のセキュリティの条件を完全に満たしているという業者を選定されているということでございますので、個人情報保護法の方には抵触しないという見解をいただいているところでございます。

それと、各学校ごとについての結果についての公表でございますけれども、都道府県の県教協議会につきましては、領域内の市町村、学校の領域での個々の学校名を明らかにした公表は行わないと定めておりまして、市町村教育委員会や学校が自校の結果を公表することにつきましては、条例違反につながらない取り組みを条件といたしまして、それぞれの判断にゆだねるとされておりますけれども、現在のところ、斑鳩町教育委員会としては、公表は考えていないということで御理解を願いたいと思います。

それと、いろいろ教育委員会でも議論されたかということでございます。校舎長会等にもいろいろご報告申し上げながら、調査していただいておりますのでございまして、調査実施に当たりましては、平成18年の4月から文部科学省等とか文書によりまして各市町村の教育委員会等に情報提供が行われているわけでございますので、19年2月16日に県の教育委員会により開催されまして市町村の説明会にも参加いたしました。斑鳩町につきましては、平成19年の4月12日に各学校に対しまして説明を行う予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今のお話を聞いていましてね、4月24日実施予定になっているところを4月12日に各学校に説明をすると、そうしたら実際、試験を受ける子どもさん、もしくは子どもさんが未成年の場合は保護者について、この試験の内容の説明であったり、そういう個人情報にもかかわる問題もありますので、御理解をいただくということの中で、事前に一斉学力テストの趣旨であるとか、そういったものをお知らせし、了解をとるといような形には、こういう日程ではならないのかなと、ちょっと私、今聞いていて心配になったんですが、その辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 この県の市町村の説明会につきましても、各学校の先生方の方もご出席していただいておりますので、その辺の内容につきましては十分確認できているというふうに考えております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、その各保護者への説明なりというのは、各学校に任せているという形になるのでしょうか。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これについては学習の一環としてやりますので、保護者への説明はないと思います。あくまでも先生方への試験学力テストの要領、要綱を先生方に十分理解していただいて、子どもたちにその日の受験と言いますか、学力テストの実施要領、実施方法を子どもたちに周知して行うということでございますので、保護者に対して詳しくどんなテストの方法でやるかということは、今のところ説明するということは

ないです。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今、まさしく私の心配しているところを教育長おっしゃられたわけですが、私も斑鳩町の持ちます個人情報保護条例を見る中で、この問題をどうとらえたらいいのか、いろいろ考えておったのですが、最終的には保護者に一定のこういった方針で一斉学力テストをしますということぐらいは、学校から子どもたちが持って帰るのかなということを思っておったのですが、それもなく、今、教科指導の中の一貫ということでやられて、これが情報の処理は民間が行う中で、しかも受験産業と言われているような民間に渡してしまっていて、この中で何かが起こったときにね、私は説明がつく話なんかどうかということで、ちょっと考えておったのですが。教育長は今、やらないということでしたので、それについては私ちょっと心配だと、問題があるのではないかと、このことをちょっと提起だけさせていただきたいというふうに思います。

それと、先ほども質問がございました件ですが、総合学習の各学校へ30万円ずつ補助金を出していただいたものが、今回の19年度の予算ではそういう形態をとっていないけれども、先ほどゲストティーチャーなどで一般会計の中での支出をしているということだったんですけれども、各校30万円ずつという予算をとっていただいた金額、この金額は一定、19年度保証されているのかどうか。今まで総合学習をずうっと取り組んでこられて、いろいろな経費かかっている分に。補助金でなくてもほかの形でついているのであれば別にいいと思うんですけれどもね、形が変わっているだけであれば。そこのところをちょっと確認をさせていただいておきたいと思えます。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 総合学習の補助金でございますけれども、平成19年度から一般会計対応ということになります。各学校30万円ずつございましたけれども、15万円という形で減額になりました。それにつきましては、各節割をいたしまして、費目ごとで予算計上をさせていただいているところでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そうしたら、補助金をカットするとともに一般会計の方からということと

あわせて、半分程度に削減をしたということですね。これまで非常に効果を上げてきていただいているというふうに評価をさせていただいている斑鳩町の総合学習でしたけれども、その総合学習にかかる金額の方が半減したということは、非常に私は残念に思います。より有効な教育環境を整えていただけるようにぜひともお願いしておきたいと思います。

それと、教育に絡むことで、またページ数とは異なるわけなんですけど、栄養職員の配置について、ぜひお聞きしたいんですが。食育推進法ができて、栄養職員についても栄養職員とともに栄養教諭の配置というのが平成18年度から、他の都道府県で行われている実態がございます。地産地消の問題で名古屋で学校給食への活用の勉強に私行かせていただきましたときに、栄養職員2名プラス18年度からの栄養教諭2名が加わって、さらに学校給食の地産地消の活性化を行ってきたという報告を聞かせていただく中で、斑鳩町ではそういう方向になっていなかったのではないかなというふうに思っておったのですが、これは県レベルで一定お考えいただく問題ではないかというふうに思っているんですが、奈良県はこの点についてどのようにお考えいただいているのか、そしてまた、県に対して斑鳩町はどのようにこの点について何か要求なり、要望なりしていただいているのか、ちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 栄養教諭の派遣につきましては、これはもう全国的になってきています。奈良県も本年度から取り組まれる予定になっています。何人を任命するかということについては、まだわかりません。今、斑鳩町の方から3人の栄養士がおりますが、その3人がすべて栄養教諭の資格を取りますための講習の受講する申請をさせていただいております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、そういう形で食育推進法の関係で栄養職員がふえたというようにところもあるようなんですが、斑鳩町ではもうふえるということはずないということですね。ただ、現在の3名の方が、そういうふうに資格の形で、どうしていくんかということ考えているという、増員になる、食育推進法の関係で増員を見込まれるという状態にはないというふうに、奈良県の方もそういうふうに考えていると

いうことでよろしいですか。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 増員されるかどうかというのは、もうこれは奈良県の県の配置でございますので、私の方では今わかりませんが、まず、複数の栄養職員の、あるいは栄養教諭を入れてくるのかというのは私にはちょっとわかりませんが。今のところ、そうした県下で何名かを栄養教諭の任命をして配置するというのはいまは聞いていませんけれども、どこへ何人というのはまだわかっておりません。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今、そういう状態だということで、私はもう少し積極的に斑鳩町では、これまで給食には特に力を入れてやっていると。ランチルームしかり、磁気食器しかり、非常に自校方式で力を入れてやっています。それにつけ加えて、地産地消の取り組みなども積極的にやっているし、さらにこれを進めていきたい。そうしたいろいろな一体的な動きの中で、やっぱり積極的に教育委員会の方も、県に対して要望していただきたいなというのが、私の思いですが。

そうしましたら、申しわけございません。ちょっと予算書にそって質問の方をさせていただきますというふうに思います。

予算書130ページ、131ページ、それぞれ英会話の関係、外国人の英語指導の関係で、講師の謝金と委託料という形であげていただいているのですが、小・中連携教育の方の英会話の講師の派遣と、英語指導の方と、お願いしているところというのは、もう全然、全く別のところなんでしょうか。それとも、英語指導の配置の中で、こういう英会話指導などというものが十分できないのかということとか。この辺の関係も合わせてちょっと詳しく教えていただきたいなと思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今御質問の委託料の中であります外国人英語指導助手配置業務委託料でございますけれども、これにつきましては、小・中連携にかかります英会話教室の先生とは別に、学校の授業の中で行います英会話の指導の講師ということで充てておるわけでございます。これにつきましては、毎週月曜、火曜、水曜日、金曜日につきましては中学校へ派遣いたしまして、木曜日につきましては午前中は公民館へ、それから午後は小学校、幼稚園へおのおの講師として派遣をいたすわけでございます。

小・中連携の英会話の講師につきましては、臨時講師の賃金の方で入ってきますんですけども、その中で小・中連携の英会話のコーディネーターとして1名を派遣させていただいているわけでございます。

当然、外国人英語指導助手の講師の方につきましてはの業者につきましては、民間のそういう業者の方から委託しているわけでございます。小・中連携の英会話のコーディネーターにつきましては、県より講師の派遣ということで、臨時講師として派遣しております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。できるだけ効率的にそういうものを、費目が別だということよりも、一体的にやれることやったら、効率的な形でうまくやれるのならと思っただけですが、全く別の方たちにやっていただいているということも今わかりましたので、それはその形で結構です。

そうしましたら、次、小学校費の方の133ページにございます、これは確認をさせていただきたいんですが、第13節委託料で学校用務員業務委託料となっているところなんですが、これについて、内訳を教えてくださいと思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 御質問の学校用務員業務委託料の内訳でございますけれども、これにつきましては、各小学校の用務員の委託料でございます、シルバー人材センターの方へ委託をさせていただいております。まず、斑鳩小学校、東小学校、西小学校、各1名ずつでございます。それにつきまして1名ずつ配置させていただいております。それと、安全指導員として西小学校の方で1名、これにつきましても指導員として1名派遣をさせていただいているわけでございます。以上でございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 もう少し詳しく、ここの予算406万円という金額で出ておりますので、この406万円の計算の内訳ですね、教えてくださいと思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 学校用務員につきましては、各小学校とも725円の8時間勤務で200日でございます。その3人ということで348万円、それと安全指導員といたしまして西小学校で1名、これにつきましては725円の4時間の200日とい

うことで58万円でございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、これと同じように、中学校費のところでも用務員さんの関係があったと思うんですけども、中学校の方の用務員さんについても、もう今、そういうふうに臨時的に来ていただいているということなんですが、小学校と中学校とではどういうふうに違いがあるのかがちょっと私よくわからなかったのですが、中学校の用務員さんについて教えていただけますでしょうか。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 中学校の用務員につきましては、138ページにあります。学校管理費の中の賃金の中で、臨時職員賃金という項目の中で、学校用務員として各中学校1名ずつ配置させていただいております。これにつきましては、5,760円の200日、2名ということで230万4,000円の予算を計上させていただいております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 この金額の中では、その2名だけですか、361万円、違いますよね。後は。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今、用務員ということで用務員だけの方を説明させていただきました。この中には学校事務員ということで、斑鳩中学校、南中学校2校を1名の方で事務をしていただいている方がございまして、それにかかる金額といたしましては5,760円の227日の1名ということで130万7,520円ということで予算を計上させていただいております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。

それと、私、毎回言わせていただいている件なんですけれども、奈良県が半分補助金を出して、部落解放研究会かな、何かそういう名前だったと思うんですが、なかまという本を斑鳩町も公費半分出して全校生徒に配るという形をとっておられると思うんですけども、その予算についても、今年も19年度も満額、これまでどおり予算計上がされているのかどうかお尋ねをしておきたいと思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今おっしゃっております学校教育図書の中かまの購入でございます。これの予算につきましては、135ページの小学校の学校教育費の中の第11節需用費の消耗品の中で予算計上いたしております、小学校につきましては450円の796人、これにつきましては小学校1年生、3年生、5年生の人数でございます。これにつきましては35万8,200円の予算を計上いたしております。これにつきましては、先ほどおっしゃいましたように県の補助金で2分の1の補助があるということでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 これも今年はこの点についてもそのままやられるということでしたが、私以前から申し上げていますように、文部科学省の方から心のノートという本も配られるようになりまして、小・中一貫教育の中で、郷土に対する子どもたちの心を育てていくというようなこともやっていただく中での本も採用していただいたり、そしてまた道徳という本を、各学年40冊用意されて、各クラスでその時間、その時間で使うときに回してお使いになっているということもお聞きしていました。以前からこのなかまの本も、そういう取扱いをしたらいいのではないですかと、ほかの本と同じような取扱いをしたらいいのではないですかということをずっと申し上げてきているのですが、なぜか小学校、中学校についてはもうずっとそのままになっていると。高校も県立、私立はどうかわかりませんが、県立の高校の場合は、本当に学校に数冊あるんですが、これはもう本当に生徒や、PTAが回し読みをするというような形での各学校の対応になっているんですが、この小・中学校の義務教育の中では、こういう取扱いになっているということについては非常に疑問に感じていますが、これについては県の指示どおりという形になっているのかなと、これは仕方がないのかなと思いつつ、ここだけまだ学校の教育の分野で、まだ何か特別扱いがあるような気がしてならないというふうに意見として申し上げておきたいと思えます。

それと、各小学校と中学校の中で、例えば小学校費であれば135ページにございます要保護、準要保護の関係があると思えます。この要保護、準要保護についても、いろいろな社会の変化の中で年々ふえてきているんだというような状況が各市町村で起こっているように思うんですが、当町は19年度の予算編成される中で、18年度

と比較してもどうなっていたのか、各小・中学校の方ですね、この予算計上されている人数と。

それとまた確認をさせていただきたいのですが、一応、国は予算の範囲内で2分の1の補助をするといいいながら、なかなか2分の1補助にはなっていない状況が実際あると思っているんですが、申しわけございません、小・中学校それぞれ生徒さんがどれぐらいいらっしゃるって、どの程度の国庫補助が取れるというふうな見込みになっているのかについて、教えていただきたいと思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 要保護、準要保護のことです。まず小学校でございますけれども、人数からいきますと、要保護が5人、それから準要保護が159人ということでございます。小学校につきましては、学用品、それから給食費合わせまして780万3,050円という形になっております。

それと、中学校でございますけれども、要保護が2人、準要保護が81人ということでございまして、学用品が452万4,520円、それから給食費が365万2,000円ということでございます。これ18年度比較いたしますと、18年度が小学校におきましては144名が試算でございますけれども159名、若干ふえております。それから、中学校におきましても78名から80名ということで、2名ほどふえている状況でございます。

それと、補助率2分の1でございますけれども、必ずしも2分の1にはなっていないというふうに、ちょっと若干詳しいデータは今持ち合わせておりませんが、2分の1にはなっていないということでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 前、私計算したら、何かもう3分の1も危ないの違うかなというぐらいの数字だったんですね、非常に心配をしております。国から補助が出るというものの、このようにふえてくる。国は補助金をふやしてくれない、2分の1までは出しましょうといいいながらも、予算の範囲内という言葉がつくがために、なかなか十分なきちっと2分の1の補助がしていただけない、この点については、町の持ち出しも多くなることですのでね、非常に心配をしているところですが、これについても、やっぱり国に対してもきちっと2分の1の補償をしていただけるような要望もぜひともしてい

っていただきたいなというふうに私は考えています。

それと、あとちょっと臨時職員の件でお尋ねをしたいなと思っているんですが、総務費の方でも一定お聞きしたんですが、さらにいろいろ見ていまして、わからないところが出てきましたので、ちょうど教育費にかかる臨時職員さんの件ですので、ちょっと教えていただきたいなと思います。予算書で言えば150ページに文化財保存費ということで挙げていただいているかと思うんですが、この中で、ここにかかわるであろうと思われる臨時職員さんというのが発掘作業員、発掘調査補助員、遺物整理補助員というのが挙げられていると思うんですけれども、この方たちは日給が書かれております。この方たちの勤務形態について教えていただけますでしょうか。

○浦野委員長 山崎生涯学習課長。

○山崎生涯学習課長 まず、発掘調査の作業員でございますが、これについては現場でのいわゆる掘削作業でございます。それと、調査補助員でございますが、これにつきましては、現場での測量、遺物の形の計測でありますから、現場での計測が主な仕事でございます。整理補助員でございますが、これにつきましては、現場から取り上げました遺物の洗浄等の作業のための職員でございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 仕事の内容について御説明いただいたんですが、あくまでも日給で採用されているということについて、勤務時間などの待遇ということの中でどういうふうにお勤めをいただいている方なのかということと。他の臨時職員さんと何か違うところがあるのか。どうもここで見させていただきますと文化財保存費の中で見させていただきますと、よそのところでは臨時職員さんの交通費というのが出てくるのですが、交通費という部分がどうもこの保存費の中では見えないので、その勤務形態と、それと交通費についてどのようにされているのか教えていただけますか。

○浦野委員長 山崎生涯学習課長。

○山崎生涯学習課長 勤務形態でございますが、拘束時間は8時間でございます。主に現場での作業が大半を占めております。

次に、交通費等でございますが、これら職員につきましては町内から公募しております。その中から来ていただいているということですのでかからないということでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね、私もちょっと一定調べていまして、通常8時間勤務で時間が過ぎる場合もあるようですが、時間きたからいうてすぐきっちり終われないということもあって、町内の方でお好きな方やったら本当に協力的にやっていただけているんだなというふうに喜んでるところなんですけれども、ただ、この発掘関係におきましては、今度、総務費の方でも言いましたけれども、臨時職員の要綱があって、要綱の別表のところの下の方だけ10%カットするということをいわれている中で、遺物整理補助員につきましては、もともと5,400円だったと、その5,400円のときでも8時間勤務していただきましたら時間給かだ675円しかなかったところが、10%カットして4,760円になりますと、時間給が595円になりまして、奈良県の最低賃金をご承知だと思いますが656円です。19年現在。去年は652円でしたが、今現在言われているのは656円なんです。それを大きく下回るような状態でこんな要綱として表に挙がって状態というのを、私たちは見過ごしていいのかどうか、これは大きな問題ではないかというふうに考えるんですが。しかも学生さんたちもこの補助員という形では、奈良からとか、あっちこっちからも来ていただいているように思います。町長が最初ご答弁なさったときにも、奈良大学との協定の中で、そういった文化財学科の学生さんなんかもこういうところにも来ていただいたりもするというような話だったように私は思っております。よそから来ていただくについて、交通費も補償しておられない。そして、遺物整理補助員であれば、奈良県の最低賃金にも到達しないというような状況で、これ本当にこのままでいいんでしょうか。どういうふうにお考えになっているのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 作業員については、これ県下あっちこちでやられておりますので、そうしたところの実態も踏まえながら、単価、賃金の調整をさせていただいていると思います。もちろん市町村の状況も。

私どもの今回の賃金につきましては、今おっしゃっていただいている学生のアルバイトというのも整理とか、調査の中にきております。そうしたものも含めながら、近隣町村との調整を図りながら実施いたしております。

今おっしゃっていただいているように最低賃金にとっての関係というふうになります

すとそういった実態かもわかりませんが、国の文化財研究所、あるいは橿原考古学研究所、あるいは文化財を要しますと飛鳥等の地域の賃金、そうしたところともある程度参考にしながらさせていただいておるというふうに思っています。それとあわせて、町の臨時職員の実態、賃金といたしますか、そういうものも含めた中での調整でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○浦野委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 申しわけございません。総務課担当として一言だけ言わせていただきたいんですけども、なるほど、8時間で割ってしまいますと、おっしゃるように計算上595円になるんですけども、そういった場合で、現場の方でいろいろ生涯学習課長の方も考慮いただいて、これを7時間がすれば680円になったり、最賃656円を上回る形になりますので、そこらについては現場の方で逐次対応していただけるものというふうに考えておりますので、その点御理解いただきたいとします。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 担当の総務としては、もうそれは最賃の問題になってきたらね、これ法律に違反する問題やからね、今、総務課長としてはそうなるでしょうね。総務課長の答弁はそうやろと思いますけど、いや、教育長は理解してほしいといわはるし、私らは理解困難、法律に反するようなことを理解できへんしね、これはやっぱりちょっと問題やと思いますわ。こんなん逆に、こんなん要綱でこんなんして出された私らもかないませんしね、日給でださはって。

○浦野委員長 小城町長。

○小城町長 こういう形を割ってしまうということは、私はこれ1日の5,400円という実態でございますから、割ってしまったらこれは600何ぼになりますけどね、やっぱりその作業員というのは、現場を立つ中でそれを発掘しただけで、そのときに何もなかったら何もないじゃないですか。それを出てきたものについていろんな整理をするわけですから、やっぱり時間的にいろいろあるけど1日の拘束として5,400円ということを決めているわけですから、その辺のところの実態を把握してやっているから、割ってしまったら、そんなもん意味がない、やっぱり休憩もあれば皆さんあるねんから、そういうことの御理解をしていただかんと、1時間何ぼで採用している者と、1日5,400円で決めている者と、絶対実態は違うと思いますから、この

ようなことを、やっぱりこれかて何で5, 400円かと言うと、奈良県の実態というものをやっぱり皆さん、これうちの平田とか、みんな実態を調べてやっと思ひますよ。そんな、極端に低いとかいうことは私はありませんと思ひます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今、町長がそのようにご答弁なさっていますけれども、担当としてはどうですか。私も8時間、こんな来て、絶対うろうろしてはるような状態ではないと思ひます。来られられたらきっちり仕事をしていただいている状態やと思ひますけれども、担当の方はいかがでしょうか。これ発掘の調査補助員いうたら、発掘作業しはるときにもいろいろなお手伝いしてはると思ひますよね、発掘にかかわるお手伝いもしてはるやろし、また、計測とかそんなもしてはるやろし、そんな出たからどうの、出えへんからどうのと違って、出るままでも作業ずうっと私はしてはると、自分の近所でやってはるのを見ているもそう思ひましたけれども、その辺はどういうふうに理解すればよろしいですか。最初の説明どおり、8時間ということで説明されて、これ採用してはるん違うんですか。

○浦野委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これはいろいろ見方があると思ひます。町長もおっしゃったように、やっぱり1日幾らという賃金と、時間給と単純に割っていくという方法で言いますと、やっぱり今、里川さんおっしゃるような単価になります。しかし、1日しっかりと仕事をしていただくと、1日拘束するとか、案外1時間で終わりましたというのと、これはやっぱり賃金の条件変わってくると思ひます。働く条件変わってきますので、ある程度やっぱり7時間、8時間拘束するということになりますと、若干時間割りにすると減ってくるのではないかなと。単純に時間を1時間を積み上げていって8時間勤務でこれだけ、それと1週間でこれだけということにはならないと思ひます。今、斑鳩町の賃金でも、やっぱり月額と日額とするとやっぱり若干違って来るだろうと。それを割っていたらどうにもならない部分もあるのではないかなというふうに思ひております。そういうことから今申し上げておりますように、やはり調査補助員という一つの調査員の補助をするということでございますので、必ず一人ですべてその人が責任を持ってやるという仕事ではないですし、私どもの担当者がやっぱり一々指示しながら、その指示に従って仕事をするという、そういう作業でございます。おのずから賃

金の単価は変わってくるというように思います。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今の教育長の答弁ちょっとおかしいですよ。指示に従ってするから、一人で仕事できへんから単価安うても当たり前やみたいだね、そんなちょっと言い方おかしいと思いますよ。その時間来てもうて仕事してもうたら奈良県にも最低賃金というのが法律としてあるわけですからね、だからその時間の問題について、私も働いてはる方、これまでにこの仕事にかかわっておられる方、町民さんからも実際聞いているんですよ、時間についてはね。どういうふうに担当課はこの募集しはったときに、その募集された相手に対してどういうふうに言うてはるかというのを私は聞いていますので、だから言っているんですよ。それを何か、だんだん、だんだん違う方向へいろんなことを言うてくれはるんですけどね、これちょっとやっぱり整理してもらいたいなと思いますね。

○浦野委員長 清水総務課長。

○清水総務課長 ちょっと情報の混乱があるみたいでちょっと整理をしたいんですけども、先ほどから出ている日給8時間で割ったら595円で最賃割るという形に議論なっているのが遺物整理補助員でございまして、先ほどの教育長とか申し上げておりますのは発掘調査補助員のこと、それは5,760円になりまして、最賃を割らない、調査補助員と発掘作業員の勤務時間は8時間でございましてけれども、出てきたもの遺物整理する補助員については、現場の方で8時間でなくても1日ということで7時間になり必要時間だけという形になろうかという形で私は先ほど申し上げたところでございまして。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 あのね、発掘調査補助員さんが出土してきたものを今度は外でそういう作業をしていたのを、今度、中へ入って遺物整理補助員となって同じ人がそういうふうにもまたやらはるわけですよ、洗ったり何やね、室内で仕事したりしはるんですよ、だから、そのときにそのとらえ方とか、整理の仕方で、そういう方たちにやっぱりきちっと採用のときの条件とか、私はいろいろ今聞いている中では、これは町の方がおかしいというふうに私は思っていますのでね。仕事は何であろうが、どんな仕事であろうが、最低賃金法というのは、絶対どんな仕事でもある法律ですので、仕事によっ

てはというような、一緒に仕事するからとか、もうそんなんは全然私は理由というのか、説明していただかなくても、そういうこと以前の問題であるというふうに私は考えていますのでね、ここのところは一番さっき、総務課長が言ったのが一番、時間の配分について、この日当の中で考えるというような言い方をされましたけれども、その条件の提示の仕方にもあると思いますけれども、そういう条件提示をされていると私は思っていますのでね、教育委員会の方が。だからこれについては10%カットって、安に10%カットをして、賃金の低いところで10%のカットをする中で、これは非常に大きな問題として、斑鳩町の姿勢を疑わなければならないような問題だなというふうに私は感じていますのでね。ちょっともう一編、ちゃんとそうしたら採用するときどういう条件で言うてはるのか、もう一編ちゃんと教えてもらえますか。

○浦野委員長 暫時休憩します。

(午前 11時57分 休憩)

(午前 11時58分 再開)

○浦野委員長 再開します。

午後 1時まで休憩します。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○浦野委員長 再開します。

先ほどの質疑の継続の前に、第7款土木費で町営住宅の家賃の答弁の件がありましたので、先にお受けします。

藤本都市建設部長。

○藤本都市建設部長 先ほど里川委員の方から、町営住宅の家賃の関係に当たりまして、税制改正に伴ってどのような影響が出てくるのかという御質問をいただいているわけですが、家賃の算定につきましては、その世帯の年間所得金額トータルをいたしまして、一定の控除額をした後、所得の金額を12分の1をして基準の月収額を算定することになります。その世帯の年間所得金額を算出をしますのに、年金について、今まで65歳以上、最低で140万円というのが120万円ということになっておりますので、その部分で所得金額はふえることになります。そして、老年者控除も65歳以上の老人がおられて、その方に収入があるという場合には、最高で50万円、そ

して50万円に満たない場合はその満たない金額を控除しますよということがございます。それを12分の1をしますので、100%、50万円とその年金の金額が正味ということにはならないんですけれども、基本の月収額を算定するのにはならないわけですけれども、その計算した金額を、政令で定められた収納というランクづけをされていまして0から12万3,000円、12万3,001円から15万3,000円と、そういう形でランクづけされています。そのランクづけされたところに家賃の算定基礎額というのが政令で定められておりますので、そこに計数をかけて家賃の算定しています。そうしたときに、政令の標準月収の段階の区分のところ、きわきわのどこにおられた場合、上がったことによって一つランクがずれるという状況もあり得るということになってこようかと思えます。その辺について、今、どういう状況になっているかということの確認をとれていませんので、またよろしく願いいたしたいとこのように思います。

○浦野委員長 里川委員よろしいですか。

○里川委員 はい。

○浦野委員長 それでは、教育費について質疑を継続します。

植村総務部長。

○植村総務部長 先ほどの里川委員さんの関係につきまして、私の方から答弁をさせていただきますと思います。

我々としては、全般的に1割のカットと言いますか、そういったことでお願いしているということには変わりございませんけれども、ただ、そういった関係がありましたとしても、奈良県の最低賃金を割ったような賃金でやらせることについてはいささか申しわけないなということがありますので、これにつきましては、実際に支払いしていく19年度に向けまして調整といいますか、ちゃんとした対応の中で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 私、総務費のところ、もともとこういうちょっと突然的にカットされるということでちょっと驚いたこともあって、納得できませんということは初めから申し上げていましたけれども、この最低賃金の問題については、またそれと別の問題で、町としてね、行政としてね、こういう間違いを起こしているのではないかという心配

があったものですから、このところについてははっきりさせといていただきたいという思いから、教育費の中で改めて御意見を申し上げたわけなんですけど、そのところきちっと教育委員会の方で、法に触れないように、管理をしていただいたらそれで結構です。

それともう一つ、ちょっと気になっている点がありまして、ちょっと私も予算書の中でどこをどう見ればいいのかわからないので申しわけないんですけども、地域教育力再生事業というのが県の補助金が出されて取り組まれると。それが事業、何か2種類あるんですけどね、せつかくこれ県の補助、結構3分の2補助、2分の1補助出ているようなそれぞれ事業があるんですが、これについて、斑鳩町の方では19年度何かお考えいただいているのか。お考えいただいているのであれば、内容についても聞きたいです。また、もしお考えじゃなければ、ぜひとも考えていただきたいなという思いで、この県の方の補助金の一覧表を見せていただいている、ちょっと町の方がどう組んだのか、ちょっと私もすみませんよう見切らんかったので、その辺教えていただけたらというふうに思います。

○浦野委員長 山崎生涯学習課長。

○山崎生涯学習課長 委員お尋ねの事業につきましては、県の地域教育力再生事業についてであるかと思いますが、これにつきましては、19年度は図書館の方でこの事業を実施していきたいと考えております。この事業につきましては、地域の大人と子どもがともに活動することを通して、子どもの社会をはぐくむとともに、人と人のつながりの大切さを学ぶことを目的として実施するわけでございますが、具体的には、図書館に中学生の体験活動の中でお越しいただいております。それが中学生には大変好評でして、それを地域とのふれあいということで、学校の休業期間中に約20時間程度来ていただいて活動していただくと、それによってその目的を達成してもらおうというようなことで今考えております。県の補助は一応20万円が上限でして、そのうち10万円県からいただけるということで考えております。

○浦野委員長 課長すみません。予算書ではどこにそれが入っておりますか。

○山崎生涯学習課長 一応図書館費の中で組ませていただいておりますが、いわゆる一般経費の中で対応してまいりたいというふうに考えております。153ページ。

○浦野委員長 第2節の分ですかね。

○山崎生涯学習課長 一般経費の中で対応してまいりたいと。通常の業務の中で、特段その分を充てるのではなしに、来ていただいて受け入れて、そしてこういった活動をしてまいりたいというふうに考えております。

○浦野委員長 ほかにございますか。

木田委員。

○木田委員 昨年から大きな問題となっておりました全国でいじめによる痛ましい事件がかなり発生したと思いますねんけども、本町における小・中学校において、不登校とか、いじめとか、そういうふうなんが存在したのかどうかについてですね、教えてくださいたいと思います。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 いじめの問題でございますけれども、昨年の10月に町内の各小・中学校で学期ごとで教頭によります行政との聞き取りによります実態調査を調査していただきまして、小学校におきましては、いじめととらえている案件が33件ありました。内容としては、悪口が8件、からかいが12件、暴力3件、仲間外れが5件、物隠しが5件といった内容でございます。また、中学校につきましては、いじめととらえている案件につきましては11件、内容につきましては悪口が5件、仲間外れが3件、物隠しが1件、暴力が2件といった内容でございます。これらの対応につきましては、家庭訪問や個別指導など、それぞれのケースごとに必要な指導を行いまして、適切に対処していただいているところでございます。また、学級全体で指導が必要な場合につきましては、適切な教材を選定いたしまして、子どもたちがお互いの人権を認めあうことを再確認できるような指導を行っているというところでございます。また、特定の教員が問題をそのまま一人で抱え込むことのないように、学校全体で対応するための対策委員会というものをつくっていただいております。それらの組織を活用させていただいて対応していただいているということでございます。

それと、不登校でございますけれども、平成18年度申し上げますと、小学校が50日以上ということで2人おりまして、中学校につきましては11人ということでございます。以上でございます。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 今、こういうことを私初めて聞かせていただいたんですけれども、よその

全国的な何見ても、そういう事件が発生しているということですね、これ以上、こういうことが拡大して事件にならないように学校、保護者いろいろな何を含めてですね、そういうことの起こらないようお願い申し上げたいと思います。結構です。

○浦野委員長 ほかにありますか。

里川委員。

○里川委員 申しわけないです。ちょっと今思い出しまして、予算書158ページで、南中サブグラウンドのトイレの改修工事ということで金額挙げていただいているんですが、非常にこれかぎ壊れたとか、今までいろいろ聞いていたんですが、この220万円ぐらいやったらどのぐらいの工事になるのかちょっとお聞きしときたいなと思って。

○浦野委員長 山崎生涯学習課長。

○山崎生涯学習課長 今、かなり老朽化しておりまして、くみ取り式のトイレとなっておりますが、今度新たに浄化槽を設置いたしまして水洗にしてみたいというふうに考えております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そういうふうにきれいにしていただけるのは非常にありがたいので結構なことだと思います。

それともう1点だけすみません。教えていただきたいのは、ごめんなさいね、入の方なんですけれども、予算書の34ページに社会教育費補助金ということでここに文化財発掘事業費補助金ということで80万1,000円、これ県費だと思うんですが挙がっているのですが、こういう県から補助が出る発掘で補助が出るというのは、いつもいつも出るわけではないのかなと思いつつも、どういう状況でこういう補助金が出るかというのがちょっとわからないものですから、ちょっとお尋ねしておきたいなと思いつつも、お願いしたいと思います。

○浦野委員長 山崎生涯学習課長。

○山崎生涯学習課長 これにつきましては、国、県、町という補助金の分担割合によりまして出てきたものでございます。発掘に対する県の補助でございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 こういう発掘に関してはどんな事業まではそういうふうに関国、県で補助金

出るのかとか、そういうのもできましたら。

○浦野委員長 山崎生涯学習課長。

○山崎生涯学習課長 まず、個人の発掘しなければならない箇所に対しまして、当然、義務を課すわけなんですけど、その分の補助が、個人住宅の建設による発掘調査によるものが一つ。そして、学術的な調査、いわゆる今、法輪寺でやっておりますが、それに対する県の補助ということでございます。

○浦野委員長 ほかにございますか。

嶋田委員。

○嶋田委員 133ページの需用費の中で、消耗品費、新規格机、いすということで、これは毎年中学校なり、小学校なりで新しい机、いすを購入していただいて、もう中学校は終わっているとお聞きしてはいますが、先ほどの説明では、これ3年生の分で購入するということなんですけれども、あと残っているのは何年分ぐらい残っているんですかね。

○浦野委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 平成16年度から実施させていただきまして、小学校6年生まで6年間でございますけれども、19年度につきましては、3学年が288セットで380万7,000円の予算を計上させていただいております。あと残り2年生、1年生ということで、あと2カ年でございます、21年度で最終ということでございまして、その2カ年で547セットで730万4,000円があと残りということで予定でございます。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 はい、ありがとうございます。

以上で結構です。

○浦野委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ちょっと私の方から1点、予算書の157ページなんですけれども、町民体育大会が毎年開催されます。今年は選挙のために5月27日ですが、予定ということで聞かせていただいたのですが、その前もって説明会が、今度3月17日にこちらで夜7時でしたがあるということなんですけれども、例年自治会単位で言いますと、役員の交代時期が3月に多いわけございまして、説明会を新役員が行くのか、また旧の役

員がついてくるのかということで、現場では非常に混乱しておりますので、どうして役員交代のときに説明会をされるのかなという疑問点があるんですけど、どうでしょうか。

栗本教育長。

○栗本教育長 時期的にそうした時期になってくると思うんです。通常でしたら4月の末で説明、大会持っていますとやっぱり1カ月ぐらい前にしなければ選手を集めるとか、そうした地域の仕事といいますか、お世話いただく業務がありますし、やっぱり最低それぐらいの期間が必要やということでございます。本年度はこの3月にやりますのは、4月に入りますと選挙が入ってまいりますので、そういうときに自治会長さんなりに集まっていたくのは困難でございますので、通常の時期と同じような時期になりますけれども、一応説明会をさせていただくということで今計画をさせていただいております。これ実は大変、自治会なり、体育委員の皆さん方に御迷惑かけるわけでございます。すべての町民が集まるイベントでございますので、ぜひ御協力いただきたいと思っております。

○浦野委員長 3月20日を過ぎてきますと、大体新旧入れかわり、新役員が決定ということになってきますので、3月のできましたら月末ぐらいにこういう説明会を開いていただいたら新役員さんに説明会に行っていただくというようなことでスムーズにいくかと思っておりますので、月末忙しいかと思っておりますけど、またそのときにしていただくということをお願いしておきたいと思っております。

ほかないようですので、これをもって第9款教育費に対する質疑を終結いたします。

それでは、第10款災害復旧費について、並びに第11款公債費、第12款予備費についての説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、私の方から第10款災害復旧費、第11款公債費及び第12款予備費につきましてあわせて御説明させていただきたいと思っております。161ページから164ページでございます。座って説明させていただきます。

初めに第10款災害復旧費についてでございます。一般会計予算書の161から163ページにかけてでございます。第10款災害復旧費では災害の発生に伴い、早期に各施設の災害復旧に対応できるよう、各費目におきまして名目予算として1,00

0円を計上しているものです。

続きまして、163ページから164ページの第11款の公債費についてでございます。初めに、元金についてでございますが、本年度は10億2,309万5,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1億9,225万円、15.8%の減となっております。

次に、第2目の利子についてでございますが、本年度は1億6,744万1,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1,525万円、18.3%の減となっております。詳細につきましては、本町が直面する政策課題を克服していくためには、いわゆる特例債の活用も含めまして、その活用もやむを得ないものと考えておりますが、将来にわたる財政負担を十分に考慮してその対応を図ってまいりたいと考えております。

また、第3目の公債諸費についてであります。本年度は46万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして31万4,000円、40.6%の減となっております。本年度におきまして、斑鳩住民のまちづくりへの参加意識高揚を財政面から図るため、また資金調達方法の多様化の観点から、(仮称)総合福祉会館建設事業にかかる資金につきまして、市場公募地方債、これまでミニ市場公募債といわれていたものであります。その発行を予定しており、その発行経費といたしまして164ページに記載しております第11節需用費で7万7,000円、第12節役務費で37万8,000円など合わせて46万円を計上いたしております。

次に、164ページの第12款予備費についてでございますが、不事の支出に備えるため4,000万円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが第10款災害復旧費、第11款公債費及び第12款予備費の説明とさせていただきます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○浦野委員長 第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の161ページから164ページまでです。どうぞ。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって第10款災害復旧費、第11款公債費、

第12款予備費に対する質疑を終結いたします。

里川委員。

○里川委員 今の款のところでの質問ではないんですけども、この予算書をずうっとこのように審査してきて、ちょっと総括的に1点だけ質問したいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○浦野委員長 はい、どうぞ。

○里川委員 18年度で収入役のポストがなくなりまして、19年度からは会計管理者というポストに置きかえられるということになっております。この予算を見させていただく中で、議会の方も予算常任委員会をつくって、財政を専門的にチェックできるようにしていこうということで努力をしようというふうな、そういう意味で強化策を考えているところなんですけど、町におかれましては、その重要な会計管理者のポストについてですね、やはり予算委員会ですので、私この審査をして、この点については、やっぱり委員会としても聞いておくべきかなというふうに思いましたので、今、委員長に許可をいただきまして、最終的に総括的にお尋ねをしたいと思います。

○浦野委員長 芳村助役。

○芳村助役 これ木田委員から先般質問を受けました。この会計管理者の設置につきましては、やっぱり異動等の関係ございますから、そのときに適切に配置を考えていきたいと、このように答えていたところでございます。我々といたしましても、やはり会計管理者というポストというのは非常に重要やと思います。ただ、近隣の市町村の情報公開していく、しているわけでございますので、そこらは十分考えながらですね、やっぱりうちが特別に特殊な関係であるということは避けたいとこのように思いますし、受けながらやはり適切な配置をしていくということで御理解願いたいと思います。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 町の考え方を聞いたということで終わっておきたいと思います。

○浦野委員長 以上で一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に入ります。説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 議案第9号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

につきまして、御説明を申し上げます。

まず初めに、議案書を朗読いたします。

議案第9号

平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

予算書を朗読いたします。

平成19年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億8,320万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

座らせていただいて御説明を申し上げます。

本特別会計の予算の概要でございますけれども、先ほど申し上げましたように、予算総額は歳入歳出それぞれ29億8,320万円でございます。前年度予算額と比較をいたしまして、2億3,230万円、8.4%の増となっております。国民健康保険制度は、国民皆保険の中で、他の制度の受け皿として重要な役割を担い、地域医療の充実と住民の健康増進に大きく貢献してきたところでございます。しかしながら、医療の高度化、加入者の高齢化、また団塊の世代の退職に伴う加入者の増加によりまして、年々医療費は増大し、国保財政の基盤は非常に厳しい状況にあります。そのため、昨年12月議会におきまして、税率改定等の条例改正につきましてご議決を賜り本年4月から新税率で課税をしていくことといたしているところでございます。また、平成20年度からは後期高齢者医療制度や、国保税の年金からの特別徴収が実施され、国保を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。今後、加入者の皆様には、新たなご負担をいただくこととなりますので、ますます収納率の向上に取り組みますとともに、保健事業の積極的展開によりまして医療費の抑制に努め、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

それでは、特別会計予算書の9ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに歳入予算についてでございます。第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税についてでございます。本年度は8億6,340万円を計上いたしました。前年度予算額と比較をいたしまして4,510万円、5.5%の増を見込んでおります。その内訳でございますが、現年課税分及び滞納繰越分を合わせまして一般被保険者分では、6億810万円を、また、退職被保険者分では2億5,530万円をそれぞれ計上をいたしております。本特別会計の主たる財源でございます国民健康保険税につきましては、平成8年度以来の税率改定をするところでございます。これによりまして増収は考えられるところでございますが、依然として、長引く景気低迷によりまして、納付状況は厳しい状況でございます。加入者の負担の公平性や、自主財源の確保の観点からも、より一層の収納率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。滞納の整理に当たりましては、催告書の送付、徴収嘱託員による訪問徴収、口座振替の推進、特別徴収班によりまして訪問徴収を行います一方、納付相談にも積極的に努め、また短期被保険者証の交付による計画的な納付の励行を進めているところでござ

ございます。厳しい収納状況の中では、今後は悪質な滞納者につきましては、資格者証の交付も考えなければならないのではないかとこのように思っております。

次に、10ページの第2款国庫支出金でございます。本年度は7億1,477万7,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして、8,240万5,000円、10.3%の減を見込んでおります。第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金でございますが、4億2,698万4,000円の計上をいたしております。前年度予算額と比較をいたしまして4,187万8,000円、8.9%の減を見込んだところでございます。医療給付費分現年分といたしまして3億6,458万8,000円を計上いたしております。一般被保険者、療養給付費等の総額に制度上の負担割合をもって積算をいたしているところでございます。また、介護納付金分現年分といたしまして、6,238万5,000円を計上いたしております。

続きまして、第2目老人保健医療費拠出金負担金についてでございます。1億2,257万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして1,067万6,000円、8%の減を見込んでおります。老人保健医療費拠出金額に制度上の負担割合により積算をいたしたところでございます。

続きまして、11ページ、第3目の高額療養費共同事業負担金についてでございます。1,075万3,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして117万4,000円、9.8%の減を見込んでおるところでございます。

次に、第2項の国庫補助金、第1目財政調整交付金でございます。1億5,447万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして2,867万7,000円、15.7%の減を見込んでおります。医療給付費分、普通財政調整交付金1億3,831万1,000円、介護納付金分、普通財政調整交付金1,591万9,000円、医療給付費分特別財政調整交付金24万円の計上となっております。

次に12ページの第3款の療養給費等交付金についてでございます。7億3,834万7,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして1億3,025万7,000円、21.4%の増を見込んでおります。当該費目の予算積算時におきます状況等を勘案し計上を行ったところでございます。

歳出の退職被保険者等療養給付費に連動したものとなっているところでもございます。

次に、第4款県支出金についてでございます。1億1,055万6,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして2,909万円、20.8%の減を見込んでおります。第1項県負担金、第1目高額療養費共同事業負担金につきましては1,075万3,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして117万4,000円、9.8%の減を見込んでおります。

続きまして、13ページの第2項県補助金、第1目財政調整交付金についてでございます。9,980万3,000円の計上をいたしました。前年度予算額と比較をいたしまして2,791万6,000円、21.9%の減を見込んでおります。

次に、第5款共同事業交付金についてでございます。2億6,077万4,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして2億1,577万4,000円、479.5%の大幅増を見込んでおります。これは平成18年10月から県内の各保険者が出し合った拠出金を財源といたしまして、1レセプト30万円以上の医療費につきまして、交付金が支出されます保険財政共同安定化事業という制度が廃止をされているところでございます。この実務は奈良県国民健康保険団体連合会において行っているところでございますが、30万円以上の医療費を対象に8万円を超える分につきまして、100分の59の割合で町が交付金を受けるものでございます。このため、本年度では、従前から実施されております高額療養費に対します共同事業医療費交付金以外に、先ほど申し上げました保険財政共同安定化事業交付金といたしまして2億934万4,000円の計上を行っていることによるものでございます。

次に、14ページの第6款財産収入でございます。2万5,000円の計上をいたしているところでございます。国保財政の基盤安定を図るため基金を設けております。その積立金から生ずる預金の利息を見込んだものでございます。

次に、第7款繰入金でございます。1億8,618万1,000円の計上をいたしております。前年度予算額と比較をいたしまして1,013万9,000円、5.8%の増を見込んだものでございます。繰入金の内訳は国保財政の基盤安定、人件費、事務費、出産育児一時金、安定化支援事業にかかるものでございます。

次に、15ページの第8款繰越金でございますが、1,000円の計上をさせていただいております。

次に、第9款諸収入でございます。第1項延滞金加算金及び過料では5万円を計上

いたしております。また、第2項の雑入では、1億908万9,000円を計上いたしたところでございます。以上が歳入についてでございます。

引き続きまして、17ページからの歳出予算について御説明を申し上げます。

第1款総務費では4,859万7,000円の計上をいたしております。前年度予算額と比較をいたしまして2万5,000円の微増でございます。17、18ページの第1目の一般管理費でございますが、3,178万1,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして86万円、2.8%の増でございます。主なものでございますが、国保事務にたずさわります職員の人件費、一般的経費及び医療費適正化対策事業の一貫であります診療報酬明細書の内容点検業務を継続して行うための経費でございます。医療費の適正化対策を行い、年々ふえ続ける医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、18ページから20ページの第2項徴税费、第1目賦課徴収費でございます。1,546万4,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして84万9,000円、5.2%の減でございます。国保税の賦課徴収業務にかかります事務的な経費が主なものでございます。

次に、20ページの第3項運営協議会費でございます。18万円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして11万9,000円、39.8%の減となっておりますところでございます。

次に、21ページの第4項趣旨普及費では117万2,000円を計上いたしました。前年度予算額と比較をいたしまして13万3,000円、12.8%の増でございます。国民健康保険制度の理解とエイズ予防の普及に努めてまいることといたしております。

次に、21ページから24ページの第2款保険給付費でございます。20億2,570万8,000円の計上をいたしております。前年度予算額と比較をいたしまして6,524万2,000円、3.3%の増となっております。この特別会計予算の歳出予算の過半を占め、本特別会計の根幹をなします科目でございます。予算編成時におきます療養諸費、高額療養費などの推移や動向などを勘案し積算をいたしました。第1項の療養諸費につきましては、前年度より7,459万円、4.2%増の18億6,258万5,000円の計上となっております。

23ページの第2項高額療養費では前年度予算額と比較をいたしまして994万8,000円、6.2%減の1億4,932万3,000円の計上をいたしているところでございます。

次に、第3項の移送費では前年度と同額の10万円の計上となっているところでございます。

次に、24ページの第4項出産育児諸費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして180万円、20.7%増の1,050万円の計上となっております。

次に、第5項葬祭諸費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして120万円減の320万円の計上となっております。

次に、25ページの第3款老人保健拠出金についてでございます。4億6,751万9,000円の計上をいたしております。前年度予算額と比較をいたしまして3,141万6,000円、6.3%の減となっております。本町国保の一保険者といたしまして老人保健医療費にかかります医療費相当額を社会保険診療報酬支払基金に拠出をいたしております。算出基準につきましては、平成19年度の概算医療費と平成17年度の確定医療費を基準にいたしまして定められ算式により積算をいたしたところでございますが、対象者の減少によります老人保健全体の医療費が減少すると見込んでいるところでございます。

次に、第4款介護納付金でございます。1億8,348万8,000円を計上いたしております。前年度予算額と比較いたしまして622万8,000円、3.3%の減となっております。介護保険の第2号被保険者の保険料分として社会保険診療報酬支払基金に介護納付金を納付する必要がございます。その積算基準は老人保健拠出金と同様に当該年度の概算介護給付費納付金の額と前々年度の清算額を調整して算定されたものとなっております。

次に、26ページの第5款共同事業拠出金でございます。前年度予算額と比較いたしまして2億464万9,000円、428.9%増の2億5,236万3,000円を計上いたしております。本制度は高額医療費の発生によります市町村国保の財政運営の不安定性を緩和するために設けられた制度でございます。また、大幅増となりましたのは、歳入の部で御説明を申し上げましたように、新たに保険財政共同安定化事業が始まりましたことから、これに対応する歳出としまして大幅増となっていると

ころでございます。

次に、27ページの第6款保健施設費でございます。前年度予算額と比較いたしまして2万8,000円、0.9%増の312万3,000円の計上をいたしております。第1目医療費通知費では212万3,000円の計上となっております。医療費通知は被保険者が利用した医療サービスと、その費用を確認していただくことにより、みずから健康管理の必要性を自覚していただき、健康づくりの意識の高揚を促すことを目的としているところでございます。

続きまして、第2目人間ドック健診受診費用助成費でございます。これは国民健康保険の被保険者に対し人間ドック健診費用の一部を助成することで、疾病予防及び早期発見等、健康の保持増進を図ることを目的としているところでございます。助成金につきましては、一人2万円を限度といたしまして、前年度予算額と同額の100万円を計上いたしているところでございます。

次に、28ページの第7款公債費でございます。10万円の計上をさせていただいております。財政状況の必要に応じまして、医療費の支払資金を金融機関等で一時的に借入措置をすることを想定し、その利子分を計上いたしているものでございます。

次に、第8款諸支出金でございます。前年度予算額と同額の130万2,000円の計上をさせていただいております。一般及び退職被保険者等にかかります保険税の還付金の計上が主なものでございます。

次に、30ページの第9款予備費でございます。100万円の計上をさせていただいているところでございます。平成19年度の予算編成に当たりまして、1億643万6,000円の歳入不足となりましたことから、諸収入におきまして同額を計上させていただいているところでもございます。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○浦野委員長 国民健康保険事業特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。どうぞ。

飯高委員。

○飯高委員 出産育児一時金のことなんですけれども、以前一般質問させていただきま

して、委任払い制度について、その後どのような状況になっているかお尋ねします。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 新年度実施に向けてただいま準備中でございます。

○浦野委員長 飯高委員。

○飯高委員 それともう一つ、介護サービス事業に対する利用者等の苦情等というのですか、あれば教えていただきたいんですけど。またその処理についてあればお聞きしておきます。後でそしたら。

○浦野委員長 ほかに。木田委員。

○木田委員 国保税ですね、全部の人から完納していただいても、何か5,000万円ぐらい予算に足りないというようなことを去年か何か言うてはったと思いますねんけどね、そういう何がずうっと続いて行って、そしてまたほかの会計からそこへ出していくというような状況になってくると思いますねんけども、今、昨年度ですかね、未納欠損処理いうんですか、そういうふうな形で処理された件数はどのぐらいあるのか。あるいはないのか、そしてその金額がどれぐらいあるのか、ないのかですね、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 国保税の不納欠損処理でございますけれども、平成17年度の決算におきましては、31件で637万円余りを処分させていただいております。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 18年度はまだやね、まだまだやな、6月かあれ。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 3月末をもってさせていただく予定でございます。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 やっぱりみんな平等にということなんですけれども、やっぱりこうして年間31件ですか、これはいつもの年に比べたら多いのか、少ないのかちょっとわからんねんけども、やっぱり637万円を不納欠損処理せんないかんというような状況はですね、これからも続いていくように思いますねんけども、特別徴収員とか、そういう方が一生懸命になっておられても、この方たちは、どこかへ移転されたかどうか、その辺はちょっとわかりませんねんけれども、やっぱりそういう事態になってきたら、

どうしてもこれは不納欠損処理しなければどないも処理の仕方がないということでも不納欠損処理されたと思いますねんけども、やっぱりこういう傾向はですね、これからもふえていくように思いますねんけど、その点について。今も一生懸命やっているということは聞かせていただいておりますけれども、より以上にやっていただくのには、これはもう人員増加というようなことになればまた経費もかかることですし、それでまた課長以上の職員が仕事終わった後にそないして訪問して徴収されるということについてもですよ、やっぱり職員を大事にしなければいけないということですね、残業のカットというんですか、サービス残業みたいなことにもなって、課長は残業手当つかないけれども、サービス残業みたいなことにもなってくるからね、やっぱりそれらの点について、もう少し何かいい方法ないのかなと。いつもそういうふうに思いますねんけども、これはもう払えんもんは払えんとかいうふうなそういう形やったら、もうどこまでいってもこれは国民健康保険は解消していかないのと違うかなと思いますけども、これは斑鳩町だけやなしに、全国的な傾向やからいたし方ないのかわかりませんねんけども、その点についてですね、今後どうしていったら一番解決というんですかな、いい方向に向かうと思っておられるのかですね、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○浦野委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 質問者もおっしゃってもらっていますように、特別徴収班等の体制をひいて、そういう体制で徴収の強化をしているところでございますけれども、そういうところの分で、確かに今後の取り組みといたしましては、当然、徴収の強化をしていくということしかないのかなというようには感じております。それをしていくためにはどうするかということになりますと、先ほども質問者の中でおっしゃっていただいていますように、職員の増というのは考えられませんので、当然、今現有勢力の職員の中で特別徴収班だけに頼らずに、当然、現課の職員自体もみずから出ていくということで、常に町長さんなり、助役さんの方からも、現課の徴収体制ということで厳しくおしかりも受けているところでございますけれども、そういう体制で心構えを持って、また臨んでいかなければ、当然、徴収というのは難しいのではないかと。それと、小まめにやっぱりその方のところに足を運ぶということも大事ではないかなというふうに考えているところでございます。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 それとですね、物納というんですかな、お金以外に仮に車とか、そんなんでも町としては、もうわしお金ないからこれを物納するよって、それでかわりに取ってくれへんかとかこういうふうな相談を受けた場合は、それは物納でもいけますんかな、それは。それまたやっぱり手続がちょっと違うんかな。そんなんについては。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 物納と申しますか、いわゆる物件を差し押さえをさせてもらって、それを処分させていただくということはできることでございます。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 いや、差し押さえやなしに、その滞納してはる人がですな、自分から自発的にこれでやってくれといわはったらいけますかって、もうそれは差し押さえやったら強制的ですやんか、納めてはれへん人が。だけど、どうしてもこの何のときには間に合わんから、それでどうですかといわはったら、それもいけますんかということなんですわ。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 ご本人からその物品をとということでもありますけれども、手続としましては、その物件を差し押さえるという形をとって、処分してお金にかえるということでございます。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 差し押さえというのはね、結局溜めているやつを言うたらそのかわりにお金なり、あるいは物品でいただくということですよ。だけど今現在、仮に10万円溜まっていて、今回払い込みが10万円あるとしますやんか、だけどそれには今、現金がないと、お金払うのないと、それについてですね、ほんなんやったらこの車査定どんなんか知らんけど、10万円か11万円か知らんけど、それでとってくれはらへんかというたときに、それをなにしてくれはるのかどうかいうことを聞いているわけですよ。だから、溜まってある分については、それは当然差し押さえ、それは当然やってもらわないかんことやけどね、何も今、現在これを払うのには現金がないと、これ残っているのは車しかないから、それでかわりにいけるのかどうかということを知っているわけですよ。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 そういう場合につきましては、いわゆるご自身の方で物品を処分してお金に変えていただいて納めていただくと。いわゆる物納で税金を納めていただくということはできないということでございます。

○浦野委員長 ほかにございますか。

里川委員。

○里川委員 幾つかお願いしたいと思いますが。まず1点目ですが、予算書の9ページ、10ページに、介護納付金分の課税分として挙げられています滞納繰越分も合わせまして、これ全部合わせましたら介護納付金分として4,540万円予算書で挙がっていると思うんですが。そしてまた、後で歳出の方では、これは今度、拠出金として介護分を支払わなければならないんですが、この点について、入と出の状況、関係について御説明をいただきたいというふうに思います。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 介護納付金につきましては、歳出の25ページ、第4款の介護納付金のところで、今年度は1億8,348万8,000円の予算を組ませていただいております。ただ、これは19年度に入らないと確定はしませんものですから、予算としてこの金額を組ませていただいております。これにつきましてはの歳入は、先ほどもおっしゃいましたように、いわゆる国民健康保険税の中の介護保険分と、あと10ページにございます、第2款国庫支出金の中の療養給付費負担金の中に、介護納付金分の現年分で6,238万5,000円、第4節で過年分として1,000円組ませていただいておりますし、さらに11ページの第2款国庫支出金、第2項国庫補助金の財政調整交付金の第2節で介護納付金分の財政調整交付金として1,591万9,000円を組ませていただいております。さらに13ページ、第4款県支出金の第2項県補助金、第1目財政調整交付金ですが、この第2節でも県の調整交付金として1,100万9,000円を組ませていただいております。介護納付金にかかる歳入につきましては、今、御説明申し上げましたように、国保税の介護分以外に国庫負担金、それから、県負担金、さらに調整交付金などがございます。その差額という部分が、純粋に介護分という赤字部分になるということでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、国保で集めている介護保険分に、以前から私これを問題視していますけれども、やっぱり追いついていかない、これもやっぱり国保税の中で、保険構造上負担になっているということについては明確であるというふうに、今、認識をさせていただきました。

それとともに、今、一つは滞納の問題もいろいろおっしゃっておられるのですが、こうして保険料を値上げになる、税の方の改正に若干、これ国保料と国保税と、都市部と郡部とで計算式が4方式あるということですので、斑鳩町が採用している方式では影響が少ないというふうに担当の方で調べたら教えていただいているんですが、それにしても、税制改正の中での影響もあり、そして値上げをするという中でね、そしてまた今言うているような滞納があったら行政としてはかなわんから徴収を強化していくと、だけどなかなかこの滞納者の状況というのは、先ほど資格証の件では、悪質滞納のことをおっしゃっておられたのですが、所得が低くてしんどいというご家庭が多いのではないかなというふうに私は考えているんです。

今は、この予算書の19ページにあるように、委託料のところにありますように、所得階層別滞納者一覧表というのがつかれるようになってきていると思うんです。前は聞いたら、なかなかつくれなかったようなんですけど、今はこのシステム入っていますのでつかれるようになっていきますので、どうでしょうか、今言うように低所得者層の滞納が多いのではないかというふうに私は思っているんですけれども、その点について、担当の方でつかんでおられる数字があれば教えていただきたいと思います。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 現在の集計方法では、納期ごとに未納があった世帯の所得階層別というのを集計しております。その平成17年度の集計ですけれども、延べで3,484の納期の未納がございました。このうち、所得階層別で申しますと、およそ所得が100万円未満の家庭で延べ2,646未納もございましておよそ76%を占めております。いわゆる低所得の家庭におきます未納の納期の割合ということになりますと、およそ4分の3を占めているという状況であります。ちょっとこれは平成16年度の数字なんですけれども、いわゆる課税に対します納めていただく金額のいわゆる収納率の分については、余り所得階層別に違いが出ているとかそういうことはないように感じております。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 最後、課長つけ加えてくれたんですけども、17年度の奇数ごとにチェックをかけている分については、やっぱり100万円未満の方が多いいいことです。それともう一つ、私、非常に気になっているのが、今、若い方たちの非正規雇用が多くて、若い方たちが結構国保に加入されているような状況があるというふうに私は思っているんですね。しかも、その若い25歳から34歳、これはもう全国の統計なんですけど、それぐらいの年代層の国保加入者の滞納、未納率ですね、ここらがやっぱり4割近くあるというような状況が出ているらしいんです。ですから、この今の社会構造の中で、非正規雇用があり、低い所得があり、そんな中で高い国民健康保険税がありというような状況、だけど行政として徴収せんと困るし、だけど払う方もなかなかうまく払えてないという、本当にこれ構造的な問題があって、先ほどほかの委員も心配なさっていたと思うんですけどね。ちょっと若い方の加入率なんていうのは、今の時点では余り把握されてないのかなと思ったりもするのですが、ちょっとそれは今後、ちょっと気をつけて見ていってほしいなと思うんですが。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 委員もご承知のように、国民健康保険は個人個人で加入するものではありませんので、特に課税というのは、世帯主に課税をさせていただくことになります。したがって、若い方が正規に雇用されなくて国民健康保険に入っても、世帯主が年配の方という場合もございまして、なかなかそのあたりで納付とですね、年齢構成を集計するというのは、少しちょっと考えなければならぬかなというふうに思います。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 私、町内で知っている方もそういう若い子が一人で国保に入っているという子も知っています。そういう動向なども、今の社会構造がそういう状況だということをご認識をやっぱり持っていただきまして、若い人たちなんかは特に、年金もそうですけど、この国保税についても、若い人って余りお医者さんも自分も行かへんしというような感覚も多いかなと思うので、それらが滞納をさらに滞納の状況を悪化させるということにつながるないように、努力の方していただきたいなというふうに思っています。

それと、先ほど部長の説明の中にもありましたけれども、65歳以上の方が、年金からの天引きになるということをおっしゃってまして、私もこの問題については、今年の6月に医療制度が変えられましたね、そのときにこれは国会の方で数の力ですので仕方ないのですが、成立してしまいましたので、こういうことが言われるようになりまして、介護保険同様、特別徴収がされるというような形になったんですけれども、この考え方については、非常に難しいのかなと。65歳以上といっても、今、課長が言われたように世帯ということで、ご家族いらっしゃる場合もあつたりするので、このところはどうなっていくのかなというのが、ちょっと気になっていますので、今現時点でわかっていることがあれば教えてほしいと思います。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 国の方からは、情報が逐次流れてきておりますので、確定ということではないんですけれども、今考えているのは、世帯としては65歳以上の方のみの世帯が対象になると。ですから、65歳未満の方がおられれば、それは世帯主が年金受給者でも今は対象にならないという考え方です。全員が65歳以上ということですから。ご承知のように、平成20年には、75歳以上の方は国民健康保険から外れますので、65歳から74歳までの方だけの世帯ということです。

それから、天引きする年金の金額につきましては、介護保険料と同じように、年間で18万円以上ということです。それと、国民健康保険税と介護保険料を合算して、年金の金額の2分の1を超える場合には、国民健康保険税を天引きしないということです。介護保険料が優先ということでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今その話を聞いているとちょっとまたふつと思うんですけど、介護保険というのは個人にかかります、無年金の方、年金者の奥さんで無年金の方というのがいらっしゃるんですけども、そういう方の場合は、普通徴収に回っていると。介護保険の場合は、個人にかかりますけど、国保って世帯にかかると。ややこしいですよ、個人にかかるやつと世帯にかかるやつとで。そうしたら、今言われたように、世帯でかかったら、これ一人なんぼというような計算もございますので、国保は。そうしたらそれが2人分であっても、介護保険と合算になったときに、それが2分の1を超えらなるとなるときには、やっぱり国保税の方は引かずに、何らかの形で措置をされると

というような格好になるのかなというふうに今、聞いていて、その辺が世帯と個人でややこしいなと今ちょっと思ったんですが、その辺はどういうふうに考えたらよろしいですか。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 ちょっと私、言葉足らずの点がありました。今おっしゃったように、あくまでも国民健康保険税は、世帯主が代表して全員のをかけます。厳密に言いますと、それがだれの分かということではなくて、その世帯主の方にこの金額を納めてくださいということになります。その世帯主が公的年金を年間18万円以上受けているというのが前提です。したがって、65歳以上だけの世帯であっても、世帯主が公的年金18万円以上受けておられない場合は普通徴収になるという考えでございます。ですから、その年金から天引きされる国保税は、あくまでも世帯全員の分でありまして、それが介護保険料と合算して2分の1を超える場合には国保税は天引きしないという考えです。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 はい、わかりました。

本当にだんだん、だんだん制度がコロコロ変えられて、私らも頭がついていかないような状況で大変なんですけれども。それと、今回のこの税率改正につきましては、その前に私は反対をさせていただいた経過もあったわけなんですけれども、何でそういうふうにいるいろいろな言うかいうのは、今まで質問してきたように低所得者層という問題を考えているわけなんですけれども、斑鳩町の国保の加入世帯の平均所得というんですか、およそ大体その加入世帯、非常にたくさんの世帯になってきています高齢化に伴って、そらなおさら世帯数、まだふえていくと思うんですけどね、平均的な所得というたら幾らぐらいになるんだろうかなと、ちょっと思っていたんですが、それについてはいかがでしょうか。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 国保のシステムの集計上、所得から基礎控除33万円を引いた分が課税対象の所得となります。この課税対象の所得の合計金額は集計でわかっております。それを課税の世帯数で割り戻しますと、1世帯当たりの平均は平成18年度の当初賦課の段階でおよそ128万8,000円です。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 はい、やっぱり低いところにあるんだなというふうに実感をしました。

すみません、後一つ教えてほしいんです。これについては、私ちょっと勉強不足なもので申しわけないんですけどね、都道府県から市町村に、いろいろ制度の中で決まった金額についてはもちろん県の交付金なりおりてくるわけなんですけれども、都道府県が独自の支出金というのを出しているということを知っているんですけども、それを出していない県は、全国で16県あるというふうには知っているんです。その16県以外は県が独自に法令で定められているいろいろな県支出金など以外に、独自に県が何らかの形で独自の支出を市町村にしているということなんですけどね、私ちょっとこの内容について、奈良県ではそんなことなかったん違うかなと思いながら、この内容がよくわからなかったものですから、とりあえず奈良県ではそれはないというふうに私思っているんですが、それでよろしいですね。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 現在はないと思います。ただ、以前、平成17年度までにつきましては、いわゆる福祉医療費助成の現物給付をすることによって、国保税が国から補助金の減額というペナルティを受けましたので、それを補てんする意味で、県がそのペナルティで減額される分の2分の1を県が補助してくれるという制度がございましたので、これについては、平成17年度までは確かに県独自の補助金というものはあったというふうに思います。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今の答弁いただいて、ああなるほどと思いました。そういうケースもありますね。ただ、1円も出してないのが、現在16県ということですのでね、出してない方が多いですから、何かもうちょっと私も研究したいなと思っているんですが、ぜひ担当におかれても、それらの研究の方していただいて、やっぱり私らも頑張って、県にも頑張ってもらえたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それと、資格証の発行については、私非常に敏感で、今までからいろいろ言うてきたんですけどね、現行法の中でも、特別な事情のある方については対象外となるというふうに私は認識しているんですけども、悪質な滞納ということ、どの辺で線ひい

ているのかなと、ちょっと気にはなっているんですけども、町の方でお考えになられている悪質な滞納といたら、おおよそで結構ですから、どういうことであるのか。そして、特別な事情のある方が対象外にすべきであると、ただし、その対象というのは、一定自治体の裁量で範囲を広げることが可能やということもあってね、この見方をどうするのかということがあって、私は以前から資格証は発行せんといてほしいということをやうつとやってきていますけれども、発行するとなったら、この自治体の裁量というところでもっと突っ込んで聞かなあかんようになりますので、思っていたんですけども。今現在、資格証にもふれておられますので、悪質な滞納ということについての町が今、どういう状況にあるのかということ、若干説明の方をしておいていただけたら、私たちも今後、そういう悪質な滞納についての考え方を一定持てるかなと思いますので、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 特別な事情で法令上想定されていますのは、いわゆる災害にあわれた方などを想定しているというふうに厚生労働省の方は説明をしているように聞いております。ただ、その特別な事情がこうでなければならぬというきっちりとした条文はございませんから、そのあたりを各自治体でどこまで解釈するのかというのは、保険者のあり方の問題だとは思いますが。あと、いわゆる悪質なケースということでございますけれども、今現在も極力と言いますか、資格証を交付しないできているわけですけれども、できるだけ直接お話しして、納付計画を立てていただく、分割して納めていただくというような対応をしておるわけですし、そのことについては、部長も申し上げましたように、今後も努力してまいりたいと考えているところでありますが、中にはいわゆる負担能力がある、高額な所得、金額が幾らかというのは一概には言えないとは思いますが、高額な所得があつて、負担能力があるにもかかわらず、そもそも面会すら拒否をされるケースがあつたりとか、納付計画を立てても履行していただけないといったケースもままあります。このような方については、悪質ではないかなというふうに考えておきまして、資格証を発行していくのも、こういう方に対してはやむを得ないのかなというふうに考えているところでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、面会を拒否された方については、毎年3月末で健康国民

健康保険切れますでしょ、4月1日から新しい保険証になるんですけど、その保険証の送付についてはどんなふうになっているんですか。もしあれやったら、取りに来るという方法とかもとっておられるのかどうか教えてもらえますか。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 滞納されている方につきましては、健康保険証は窓口で交付をさせていただくということで、3月の下旬に窓口へ保険証を取りに来ていただきたい旨の通知をさせていただいているところです。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 その面会拒否なんかの方のケースであれば、その窓口にもなかなか保険証を取りにも来てくれない、話も本当にできないという状況なんでしょうか。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 再度、取りに来るようにということでのご連絡もさせていただいているんですけども、基本的には拒否されるというよりは無視されるという方が近いとは思いますが。

○浦野委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

2時40分まで休憩します。

(午後 2時23分 休憩)

(午後 2時40分 再開)

○浦野委員長 再開します。

続いて、議案第10号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計予算についての審査に入ります。説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第10号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第10号

平成19年度斑鳩町老人保健特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の39ページをごらんいただきたいと思います。

予算書を朗読いたします。

平成19年度 斑鳩町老人保健特別会計予算

平成19年度斑鳩町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8,700万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

では座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

まず、本特別会計予算の概要についてでございます。先ほども申し上げましたように、予算総額は歳入歳出それぞれ19億8,700万円でございます。前年度と比較をいたしまして1億8,365万円、8.5%の減となっているところでございます。少子・高齢化が進行する中、高齢者の多くは疾病を併せ持ち、その疾病は慢性的な経過をたどることが多く、完治が困難であるなど、若年者とは異なる特性がございます。老人保健制度は、老後における健康の保持と、適切な医療の確保を図ることから、疾病予防、健康教育等の保健事業を総合的に実施し、高齢者が健康で生き生きと暮らせることを目指しているところでございます。

医療費の動向につきましては、平成17年と平成18年の前年同期を比較いたしますと、入院が1.6%増加しております。一方、外来が4.4%、調剤が8.3%の減少となっているところでございます。また、高齢者一人当たりの医療費につきましては、2%増加している状況でもございます。

それでは、特別会計予算書の45ページをごらんいただきたいと思います。

歳入予算の方から御説明を申し上げます。第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金でございます。前年度予算額と比較をいたしまして、1億4,686万6,000円、11.9%減の10億8,942万6,000円の計上となっております。歳出科目の医療給付等の総額に制度上の負担割合を乗じて積算をいたしたところでございます。

次に、第2款国庫支出金でございますが、前年度予算額と比較をいたしまして2,385万6,000円、3.9%減の5億9,193万3,000円の計上となっております。第1款支払基金交付金と同様に、所定の負担割合により積算をいたしたところでございます。

次に、46ページの第3款県支出金でございます。前年度予算額と比較をいたしまして596万4,000円、3.9%減の1億4,798万3,000円の計上となっております。

次に、第4款繰入金でございます。1億5,765万4,000円を計上いたしております。前年度より696万4,000円、4.2%の減となっているところでございます。一般会計予算の第3款民生費より繰入措置を行うものでございます。

次に、47ページの第5款繰越金及び第6款諸収入につきましては、前年度と同額の計上をいたしているところでございます。以上が歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算についてでございます。第1款総務費につきましては、老人保健事業にかかります一般事務に要します経費といたしまして、前年度予算額と比較をいたしまして98万4,000円、9.8%減の910万5,000円の計上となっております。

次に、50ページの第2款医療諸費でございます。19億7,759万3,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして1億8,266万6,000円、8.5%の減でございます。第1目の医療給付費では19億540万円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして、2億50万円、9.5%の減となっております。積算につきましては、先に御説明をさせていただきましたように、入院外等にかかります医療費の動向を勘案し予算計上をいたしたところでございます。

続きまして、第2目の医療費支給費でございます。整骨コルセット等に要しました

費用及び高額医療費の支給が主なもので6,340万円の計上となっております。前年度予算額と比較いたしまして1,840万円、40.9%増となっているところでもございます。

続きまして、第3目審査支払手数料でございます。医療機関から請求されますレセプトの診療内容及び請求額等の審査を国保連合会等に委託をいたします経費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして56万6,000円、6%減の879万3,000円の計上となっております。これは歳入におきまして、審査支払手数料交付金の交付対象となるものもでございます。

次に51ページの第3款諸支出金につきましては、前年度予算額と同額の2,000円の計上をいたしているところでございます。平成18年度決算の確定に伴います支払基金、国・県からの交付金の精算におきまして、超過交付が生じた場合等、当科目より返還するものでございます。

次に、第4款予備費でございます。30万円の計上となっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○浦野委員長 老人保健特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 これを見させていただく中でね、本年度の医療給付費の関係でいうと、非常に前年度より低い見積になっているようなんですけども、そこについての考え方はですね、予算編成の。

それと、もう1点は、私もまだ勉強不足なので、まだこれからまだまだ勉強せんといけないんですけども、後期高齢者医療制度20年から始まるとなったときのこれの関係ですね、この会計が法律としての整備としたらどういうふうな整備の仕方になるのかという、この辺のところをちょっと教えていただけたらなというふうに思います。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 まず、医療給付費の本年度が前年度予算に比べて減額しているという考え方ですけれども、ご承知のように老人保健の対象者が70歳から75歳に引き上げられまして、今年の10月までは新たな対象者が生まれないということで減少していくということになっております。そこで、平成18年であれば、平均の受給者数がおおよそ2,880人、それに対しまして19年度は2,790人程度になるかと考えております。対象者の減少によります給付費の減少という考えでございます。

もう1点、後期高齢者医療制度が発足した場合のこの会計のあり方につきましてですけれども、もちろん老人保健法そのものが法律が変わりまして、制度が後期高齢者に移行するものですので、基本的にはこの老人保健というはなくなります。ただ、特別会計は3年間持ち続けるということになっております。と言いますのが、特に平成20年度、制度が変わりますものの平成20年3月医療、診療分につきましては、平成20年度の会計で行うということがございます。また、老人保健の給付につきましても、時効が診療月から2年間あると。2年間は医療機関から請求ができるということでもありますので、法律上は3年間特別会計を保持することが義務づけられているところでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今の説明をお聞きしましたので、またこの会計はそういう形で残るということだと思います。それとは逆に、今度、後期高齢者医療制度の方、今まででしたら私たちはこういう形で、斑鳩町のお年寄りの関係の医療給付の状況であるとか、こういうのを議会でいただいて、議会の方で見させていただいたんですけれども、後期高齢者の医療制度になると、会計の示し方というのですか、私たちに示していただく形というのは、どんなふうになっていくのかなというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○浦野委員長 植村健康推進課長。

○植村健康推進課長 後期高齢者につきましては、運営主体は広域連合になります。ただ、この制度の保険料の徴収部分については、市町村で実施するということになっております。したがって、保険料を集めさせていただいて、また、町の負担金を広域連合に支出する際には、後期高齢者医療にかかる特別会計を新たに町で持つということになります。ただ、この特別会計では、当然、医療の給付に関しては行いません。

その部分については、広域連合で行いまして、広域連合からいろいろと報告がくると
思いますので、必要であれば議会なり、皆さんに公開することができるものと考えて
おります。

○浦野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって老人保健特別会計予算に対する質疑を
終結いたします。

続いて、議案第11号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
の審査に入ります。

説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、議案第11号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会
計予算につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第11号

平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について

標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出
し、議会の議決を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

お手元にお配りいたしております特別会計予算書の53ページから57ページでご
ざいます。まず53ページをお開きいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

平成19年度 斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ464万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予
算」による。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、当特別会計予算の内容につきまして、御説明させていただきます。予算書の54ページでございます。座って説明させていただきます。

まず、歳入予算についてであります。第1款繰越金といたしまして、前年度からの繰越金464万6,000円を計上させていただいております。

次に、第2款諸収入についてでございますが、預金利子等で2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算についてであります。第1款総務費といたしましては、財産区の維持管理に要します費用37万6,000円を計上いたしております。

次に、第2款予備費といたしまして427万2,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○浦野委員長 大字龍田財産区特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

坂口委員。

○坂口委員 この下司田池のことなんですけれども、先ほども一般会計のところでは消防費のところでは樋の修理の件も話も出ましたけれども、町として、この下司田池ですね、今後どのように考えておられるのか、その辺のちょっと考え方だけお聞きしたいなと思っております。

○浦野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 いずれにいたしましても、一般財源のところで申し上げましたように、まだ申し上げましたように、まだ水利権をお持ちの田が4人の方ございまして、その関係の方をされていくということもまだ考えられるところがございますので、そういった関係がある以上、水利のための池でございますので、そこらあたりの整理をまずしていかなければならないと考えてます。

○浦野委員長 坂口委員。

○坂口委員 水利の件もあることなんで、また今後その辺、いろいろと話し合いをいたしまして、今後のあり方について、また考えていきたいと思っております。以上です。

○浦野委員長 ほかにございますか。

嶋田委員。

○嶋田委員 今の質問に関してなんですけれども、下に4反の農地があるということで、水利権があるんやということやけども、実際、樋が壊れて水が流れないという関係で、どのようにして耕作してはるのか。また、休耕にしてはるのか、そこらへん地元の水利組合さんとどういふ話をしてはるのかね、ちょっと、もししてはるのやったら教えていただけますか。

○浦野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 先ほど申し上げましたように4人の方が土地をお持ちということでございますけれども、水利権をお持ちでございますけれども、そのうちのほとんどの方がもう田として植えておらない、休耕状態であるということの中で、1件だけはお植えになっているところでございます。それにつきましては、他の方法で水を賄っておられるということも聞いておまして、下司田の池から直接引いておられないというようなことでございます。いずれにいたしましても、本来は4反の田を賄うための池でございますので、そういったことでは、本来で言えばそうした樋の方も使用していただく中でされていくべきかと思っておりますけれども、そういった方々に対して、我々としても話し合いをすべきと、テーブルにつくような形でお話をしておりますけれども、こちらの方へは、まとまってお越しいただけないというような状況です。我々といたしましては、先ほど申し上げましたようにいろいろなお話はしたいというふうには考えてはおります。

○浦野委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 はい、わかりました。4反の田で1枚はそれは耕作してはって、ほかから引いておられるというのは私自身も知っておりますけれども、ほかの農地に関しては、ほとんど休耕地というよりも荒地状態で、今度、耕作することができるのかなというような感じの農地がほとんどだとは思っています。もちろん水利権も必要な権利だとは思いますが、そこはもう用がなくなれば水利権を離していただくということも水利組合とお話されてもいいのではないかなとそのようには思います。

○浦野委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 そういったことも含めてお話させていただくというようなことも思っ

ております。いずれにしても水利権を放棄されない限りは、そのまま農家台帳というか、耕作台帳の方に載っておりますので、相手は農地でございますので、そういった関係については、無視してはいけないということでございますので、よろしく願い申し上げます。

○浦野委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって大字龍田財産区特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて議案第12号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。

池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第12号

平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、予算書の59ページをお願いいたします。

まず、朗読をもって御説明申し上げます。

平成19年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億3,800万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額

は「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、座って御説明をさせていただきます。

事業執行の主な考え方につきましては、町長の施政方針及び提出議案説明により御説明をさせていただいておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

それでは、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

67ページをお願いいたします。

歳入につきまして第1款分担金及び負担金では、公共下水道加入負担金として350戸の接続を見込み、3,500万円を計上いたしております。昨年度より減少しているのは集中浄化槽の一団の住宅地が本年度はないためでございます。

次に、第2款使用料及び手数料は、第1項使用料では、下水道使用料として、新たな接続件数350戸の使用料金を見込み前年度より2,666万3,000円増額の5,693万5,000円を計上しております。

第2項手数料では、排水設備指定工事店指定手数料及び排水設備工事責任技術者登録手数料として20万円を計上いたしております。

次に、68ページの第3款国庫支出金では6億5,000万円を計上し、水質改善下水道事業費補助金で4億2,000万円、汚水処理施設整備交付金で2億円となっており、前年度と比較しまして、2,000万円を増額し、面整備拡大に努める所存でございます。

第4款繰入金につきましては、3億7,411万8,000円を計上し、前年度と比べ元金償還と事業費の増額によりまして4,229万7,000円の増額となります。

次に、69ページの第6款諸収入では、雑入として消費税還付金等で前年度より296万円減額の2,204万6,000円を計上いたしております。

次に、70ページの第7款町債につきましては、7億2,970万円を計上いたしました前年度と比較いたしまして流域下水道事業にかかる負担金の減額から、4,390万円の減額となります。

次に、71ページの歳出について御説明させていただきます。

第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費につきましては、3,599万1,000円を計上し、前年度と比較いたしまして157万4,000円の増額となります。主な内容としまして人件費と負担金補助及び交付金となっておりますが、増額理由といたしましては、第13節委託料で、下水道使用料金徴収業務委託料が、下水道利用者の増加に伴い342万1,000円を計上し、132万円の増額となっております。

次に、72ページの第2目施設管理費では3,409万6,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして、1,246万9,000円増額となります。これは下水道使用水量の増加に伴い、県へ支払います流域下水道維持管理負担金の増加が見込まれるためであります。

続きまして、73ページの第2項下水道新設改良費では、13億6,386万円を計上し、前年度と比較いたしまして、2,319万9,000円、1.7%の増となります。事業概要は面整備につきまして、並松、興留、五百井、小吉田に加え龍田2丁目地区に着手し、約10ヘクタール、整備延長3,110mを予定いたしております。

す。幹線管渠につきましては、龍田西污水幹線工事と、神南污水幹線工事を継続事業により1,331mを平成20年度の完成に向けて進めており、龍田西污水幹線工事路線から続き540mと神南污水幹線工事路線からの続き900mにつきましても整備を予定いたしております。

続きまして、75ページの第2款流域下水道費につきましては6,174万1,000円を計上し、流域下水道管渠築造につきましては、信貴山幹線工事を残すのみとなっていることから、前年度と比較いたしまして3,661万9,000円の減額となります。

次に、第3款公債費では、第1目元金で1億8,541万5,000円、第2目利子につきましては1億5,689万7,000円を計上いたしております。

続きまして、62ページにお戻り願いますでしょうか。

第2表の継続費について御説明申し上げます。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名公共下水道事業（第11処理分区2工区-1）であります。平成19年度と平成20年度の継続事業といたしまして神南3丁目地内の龍田川右岸塩田橋付近から昭和町自治会館付近までの約900mを総事業費4億2,000万円、年度割にしまして、平成19年度は1億8,600万円を計上し、平成20年度には、2億3,400万円を執行する予定であります。

続きまして、第3表債務負担行為につきましては、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度に関する条例に伴う利子補給及び損失補償でございます。

次に、63ページの第4表地方債についての目的及び限度額等でございますが、詳細の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての御説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。御説明とさせていただきます。

○浦野委員長 公共下水道事業特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 公共下水道事業というのは、かなり高い国庫補助率のある事業だというふうに私は思っていたんですけれども、実際問題としては、本来の補助率が工事のやり

方で確保の方というのがなかなかできないものなんだなということもちょっと実感しているんですが、その辺のことについて、もう少し大変申しわけないのですが、国庫補助を取れきれない部分というんですか、補助率がどうしてもきっちり取れない部分について、どういうふうに認識を持っておいたらいいのか。それから、まだこれからも工事続いていく中でね、やっぱりそういうことをきっちりとおおよそ私たちも認識を持ってないと、工事にかかっていく中で、住民さんに説明もしにくいですので、この際ですので、ちょっとその辺のところを詳しく聞いておきたいと思います。

○浦野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 今、ご質問ございました国庫補助の関係でございます。一般的に国庫補助、率、対象と申しますのは、補助対象事業費の2分の1を充当していただくこととなります。しかしその対象となる事業につきましては、2市あたり2トン、2立米、専門的な用語になりますけども、考えてみますと一つの路線を施工いたしますと一番最下流から最上流末端、これにつなぐパイプはないと仮定します。そうした場合、この最下流のパイプからほとんど8割方補助対象にのってくるという考え方で理解していただければいいと思うんです。一番簡単な考え方はそういう形になると思います。残りほぼ2割から3割につきましては単独費ということで起債対象というようなことでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 今、明確に言っていただいたので、率で言うていただきましたので、ああそうかと思うんですが。それとですね、今回、公共下水の関係では、いろいろな世間で動きがあって、世間でという言い方が適切なんかどうかわかりませんが、ビラなどやいろいろ出ていまして、私もちょっと公共下水のことを、それをきっかけに少し調べてみたんですけれども、幹線走りましてね、一部公共枡がつけられていない箇所があるというようなことがあったと思うんですけれども、それについては、本当にまだ公共枡ついていないところがあるのか。そしてついていないのであれば、今後はそれはどういうふうに今後されていくのか。何か部分的にはそういう場所があるということもちょっと聞いているんですが。

○浦野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 面整備といいまして、各家庭から取り込むパイプも含めた工事、取

付管と言います。そういった工事進めているわけですが、今、委員御指摘いただきました枡が設置されていないというような家庭、敷地そういうようなところにつきましては、その敷地の形状によりまして、排水整備の改造時にしか施工できないというような敷地がございます。例えば反対に言いますと、浄化槽が邪魔になるから、浄化槽のどこにあてておくと、敷地の中にパイプを突っ込んでおく、そして浄化槽が、いずれ公共下水道が接続されることになると、浄化槽必要なくなりますので、その浄化槽の埋めていた場所に枡を設置して排水整備をしていくということで、公共枡までは町が負担して施工しておるとというのが実情でございます。そういった風景だと思えます。

○浦野委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

飯高委員。

○飯高委員 今回の質問と同じような形になるんですけども、今回、公共下水道、これからずっと普及率を上げていっていただくわけですが、今回、それを逆行する方向で、住民の方にある地域においては、不安を与えるような格好の感じありまして、町としても、それに対して、電話等、また質問等があったと思うんです。また、これから普及においては住民説明会等でいろいろな形があると思います。また、今まで以前に、この公共下水道については、PRなり、また広報等で周知されるものの、やはり今回の動きの中で不安感があった逆行するようなことになって、これから公共下水道に対しての周知をまあしっかりしていただきたいなと思います。そういうことから、これからどういうふうに取り組まれていくのかなということで状況をお聞きしたいと思えます。

○浦野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 一応、整備促進のためにも、現段階、住民さんに一つでも不安を与えられないようにということで、十分、今後、アンケート調査の意見もいただいた中で、さらにきめ細やかな説明責任を果たしていこうという考えでおります。ですから、頻繁に広報等、チラシも含めまして、説明会でももっと細部まで踏み込んだような形、そして住民さんにどのような負担がかかってくるのかというようなことを十分周知できるような形で説明を留意していきたいと、そういった形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○浦野委員長 飯高委員。

○飯高委員 今回の動きの中で、住民さんからの問い合わせというのですか、現時点での問い合わせ、どういう格好であったかどうか。なかったらよろしいです。

○浦野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 あのチラシが出回ってから以降、委員会でも3件、4件を報告させていただきました。現段階で5件、電話の対応をさせていただいております。もちろん匿名もありましたので、お名前いただいた方には、直にその家庭に出向きまして、資料、パンフレット等を見せさせていただきまして直に御理解いただけるような説明をさせていただきましたといった状況でございます。

○浦野委員長 ほかにございますか。

木田委員。

○木田委員 去年、一昨年はずいぶん、石油もかなり値上がって、建設材料費いうのですか、それらもかなり上がっていたと思いますねんけども、本年度はある程度、今現在安定しておるような状況ですので、工事するにしたって、少しでも安くあがるのと違うのかなというふうに思いますねんけども、その予算を組まはるときに、大体1年間を通じてこのぐらいやということを計算して組んではと思いますけれども、やはり去年に比べたら1割ぐらいはガソリンの値段も下がっておるように思いますねんけども、1割までいかんか。1割近く下がっておるように思いましたけれども、その材料費とか、それについて宅内までは町がその材料費を全部負担してはるのか。やっぱり業者がそれを町から買い取って、それを町が負担するのは変わらないけれども、一応業者が買い取って、それを町が負担してはるのかね、それらについて。こないして値段がある程度下がってきているような状況の中では、今までよりは何個かでもようけ面整備の方が拡大していけるように思いますねんけども、その予想というのですか、これはなかなか世界的なガソリンというか、オイルの値段については、なかなか予測が難しい面もありますねんけども、今のところ去年と比較したらかなり安くなっておるような状況やと思いますねんけど、それらについて、見通しというのですか。それと来年度は350戸ぐらいが供用していただけるというような感じで先ほど説明いただいたんですけれども、去年の3月31日からですか、供用開始になって、今現在どれだけ供用されておって、ほんでこれから一番面整備というんですか、供用開始が

350というふうに予測されているという、予算を組んでおられるというその根拠い
うんですかね、大体何でそれぐらいの数なのかなというふうに、私らはそういうふう
に思いましたけど、その根拠というのか、それを教えていただきたいなと思います
けど。

○浦野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 まず、その事業費の関係でございます。物価の変動とかその辺から
の質問でございますが、基本的には建設物価とか、県が出しております積算資料に基
づきまして単価が決められるわけでございますが、前年度実績を参考をいたしまして、
次年度の見積もりをするといったことでございます。そしてまた、それで安くあがれ
ば、その分延長が伸びると。簡単に言えば拡大できるといったことで御理解いただき
たいと思います。

そして、次に、施設資材の業者に対する支給ですね、支給にかんしましては、町と
いたしましては一切やっておりません。発注いたしますと、業者の方が購入していただ
くというふうな形でございます。それはもちろん宅内設備の改造のときも本人さん
が発注された業者が取り寄せるといった形で進める状況でございます。そして、一応、
現段階では約1,250件の申請を受けております。そういったことで、ほぼ2年で、
17年度決算では655件、それから1,250件に今現在なっておる状況で、35
0戸ぐらい供用するというふうなことにつきましては、大体、全国平均的な考え方も
もちろんしかりでございますが、実績から考えたらこれぐらいに伸びるんじゃないか
なという案と、もう一つは実際整備できる数量、それにかぶせて考えた結果ござい
ます。以上でございます。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 それで、材料費は業者持ちということなんですけれども、その工事に対し
て、土木とかいろいろな建設、建築とかいうたら、ある程度の金額では、着手金とい
うの何十%かありますわな。これについては、そういう材料を買い取るというんです
か、入札で落札した場合には、着手金というのはないのですかね。

○浦野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 前払金という形で30%というような制度がございます。

○浦野委員長 木田委員。

○木田委員 それはもう金額関係なしに30%いただけるということで理解したらよろしいですか。金額。

○浦野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 ちょっと私の記憶では、100万円以上の請負に対しましては3割の前払いの制度だったと思います。

○浦野委員長 ほかにございますか。

里川委員。

○里川委員 予算書の67ページにあります排水設備指定工事店の指定手数料ということで挙げていただいているのですが、当然、私たちは今こんなご時世です。高齢者だけのお宅やったら、本当にややこしい工事業者が来て、お年寄りがだまされたりしたらあかんということで、これきっちりやってくださいということでやっていただいているというふうに思っているんですけども、現在、指定業者、何件あって、そして指定業者の方というのは、訪問するとき、何か証明書みたいなものを出されていて、何かそれをお見せいただいというような形で御説明いただいたりしているのか、ちょっとそういうところについて教えといていただけますでしょうか。

○浦野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 今、現在登録しております指定工事店につきましては72社ございます。うち町内業者が36社でございます。そして、この業者におきましては、指定工事店証という証書を店に掲げておくというのと、そしてその技術者につきましては、責任技術者証というので、町から発行します身分証明書を持たせておりますので、間違いなくこれを見せれば提示するのは間違いのないことです。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 そうしましたら、今後もそういうものを町は持っていていただきますと、そういうものを持っている方だと安心だということをごできるだけ広く町民さんにお知らせをしておいて、それを見せていただけるように。また、見たらちょっと話できるようにということで。割合何か急に訪問しはったら、びっくりしはってえらい拒否状況になるような方もあるんですけどね、多分、自治会の中でうまいことしてくれはったらいいんですけど、全くの個別対応になったときには、そういった心配があるかなと思いますので、周知の方だけお願いしたいと思います。

74ページに22節補償の金額が挙がっておりますが、これちょっと結構高額なものですから、この内容について教えていただきたいと思うんですが。

○浦野委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 この補償につきましては、まず水道の支障移転費用だということでお願ひいたし御理解いただきたいと思ひます。上水道の移転費用であるということでお願ひいたします。

○浦野委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浦野委員長 ないようですので、これをもって公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第13号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について審査に入ります。

説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 議案第13号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第13号

平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の85ページをごらんいただきたいと思ひます。

予算書を朗読いたします。

平成19年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億1,290万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは座らせていただきまして、御説明を申し上げます。

それでは、介護保険事業特別会計の予算の概要につきまして、まず初めに御説明をさせていただきます。本特別会計の歳入歳出予算の総額は先ほども申し上げましたように14億1,290万円を計上いたしております。介護保険の予算につきましては、平成18年度の実績及び今後の給付額等の推計をもとにいたしまして、平成19年度に必要な予算を計上させていただいているところでございます。介護を必要とする方や、その家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、サービスの安定的な供給及び適正な介護保険事業の運営等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書の93ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入予算から御説明を申し上げます。

第1款保険料でございますが、2億9,505万7,000円を計上をさせていただいております。65歳以上のいわゆる第1号被保険者にかかります保険料でございます。

次に、第2款使用料及び手数料では、保険料の督促手数料といたしまして2,000円を計上いたしております。

次に、94ページ、第3款国庫支出金では、2億8,593万8,000円の計上をいたしております。国庫負担金といたしまして、施設給付費を除きます介護給付費の20%と、施設給付費の15%に当たります2億3,255万3,000円を計上いたしているところでございます。また、国庫補助金では調整交付金といたしまして

4, 289万2, 000円を、地域支援事業にかかります交付金の介護予防事業分といたしまして、上限事業費の25%の256万3, 000円、包括的支援事業・任意事業といたしまして、上限事業費の40.5%の793万円を計上させていただいているところでございます。

次に、95ページの第4款支払基金交付金でございます。介護給付費の31%に当たります4億538万1, 000円、地域支援事業交付金の介護予防事業分といたしまして、上限事業費の31%の317万8, 000円の計上となっているところでございます。

次に、96ページでございます。

第5款県支出金におきましては、1億9, 769万1, 000円の計上をさせていただいております。県負担金といたしまして、施設給付費を除きます介護給付費の12.5%と施設給付費の17.5%に当たります1億9, 244万4, 000円の計上となっているところでございます。

また、県補助金では、地域支援事業交付金の介護予防事業分といたしまして、上限事業費の12.5%の128万2, 000円を、包括的支援事業・任意事業といたしまして上限事業費の20.25%の396万5, 000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、97ページの第6款財産収入費でございます。介護保険給付費準備基金利子といたしまして4万2, 000円の計上となっているところでございます。

次に、第7款の寄附金につきましては、1, 000円の計上をさせていただいております。

次に、第8款繰入金でございます。2億2, 447万4, 000円を計上させていただいております。一般会計からの繰入金といたしましては、2億2, 447万3, 000円でございます。この内訳でございますが、介護給付費繰入金といたしまして、介護給付費の12.5%に当たります1億6, 346万円の計上となっております。

第2目の介護予防事業にかかります地域支援事業におきましては203万5, 000円の計上となっているところでございます。

また、第3目の包括的支援事業・任意事業では648万1, 000円の計上をさせていただいております。

第4目のその他一般会計繰入金では、職員給与及び事務費繰入金といたしまして5,249万7,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、99ページでございます。第9款繰越金では100万円の計上をさせていただいております。

次に、第10款諸収入では、過料延滞金加算金及び割引料及び弁償金等の雑入といたしまして3万6,000円の計上をさせていただいております。

続きまして、歳出の予算でございます。102ページでございます。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費におきましては3,126万4,000円の計上をさせていただいております。職員4人分の人件費に要します経費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算システムのソフト使用料等が主な経費でございます。

次に、103ページの第2項徴収費、第1目賦課徴収費でございます。163万円の計上をさせていただいております。年金から特別徴収する方への保険料の通知及び普通徴収の方への納付書等の送付にかかります経費等でございます。

次に、104ページでございます。第3項介護認定審査会費、第1目の介護認定審査会費でございます。1,916万5,000円を計上させていただいております。要介護認定にかかります主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴います認定調査事務委託料等でございます。

次に、105ページの第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費でございます。35万円を計上させていただいております。これは制度全般に関しますパンフレットや、保険料額決定通知時に同封いたします介護保険料に関する内容を中心といたしましたパンフレットの作成にかかります経費等でございます。

次に、106ページの第5項介護保険運営協議会費、第1目介護保険運営協議会費でございます。8万円を計上させていただいております。これは介護保険事業の運営に関します重要な事項といたしまして、事業計画の進行管理、特別会計の運営管理等につきましてご審議をいただくために、介護保険運営協議会を設置をいたしているところでございます。平成19年度におきましては、計2回の開催を予定をいたしております。

次に、第6項地域包括支援センター運営協議会費、第1目地域包括支援センター運営協議会費でございます。8万円を計上させていただいております。地域包括支援セ

センターの公正、中立な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置をいたしておりますが、その協議会委員の委員報酬でございます。平成19年度につきましては、計2回の開催を予定をいたしているところでございます。

次に、107、108ページの第2款介護給付費、第1項介護サービス等諸費でございます。11億9,312万8,000円を計上させていただいております。要介護1から5に認定された方への介護サービス等にかかります経費でございます。第1目の居宅介護サービス給付費では4億6,951万円の計上となっております。訪問介護サービス、通所介護サービス、訪問看護サービス等にかかります経費でございます。第2目の特例居宅介護サービス給付費では、1,000円の計上となっております。これは被保険者が要介護認定の効力が生じる日以前に、緊急その他やむを得ない理由により、指定居宅サービスを受けた場合におきまして、必要があると認めるとき等にかかります経費でございます。

第3目の地域密着型介護サービス給付費では7,328万4,000円の計上をさせていただいております。平成18年度より新たに位置づけられましたサービス体系で、認知症対応型共同生活介護、グループホーム等にかかります経費でございます。

第4目の特例地域密着型介護サービス給付費では1,000円の計上をさせていただいております。これは第2目の特例居宅サービス給付費と同等の考え方でございます。

第5目の施設介護サービス給付費では5億7,966万8,000円の計上をさせていただいております。これは特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等にかかります経費でございます。

第6目特例施設介護サービス給付費では1,000円の計上をさせていただいております。これは、先ほどの第2目、第4目と同等の考え方で1,000円の計上をさせていただいております。

次に、111ページの第3項その他諸費でございます。211万9,000円の計上をさせていただいているところでございます。これは各介護サービス事業所から請求をされます介護報酬につきまして、国保連合会におきまして、支給限度額等の審査及び支払事務をされますことから、これにかかります経費でございます。

次に、第4項高額サービス等費でございます。1,697万8,000円の計上を

させていただきます。健康保険と同様に1割の自己負担額が高額になった場合、一定額を超えた分につきまして、償還払いでお支払いすることとなりますことから、これにかかります経費でございます。なお、上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者、住民税世帯非課税で個人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせました金額が80万円以下の方で1万5,000円、住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額を合わせました金額が80万1円以上の方が2万4,600円、これら以外の方につきましては3万7,200円となっているところでございます。

次に、112ページの第5項特定入所者介護サービス等費でございます。4,200万3,000円の計上となっております。各目別の予算計上額は省略をさせていただきます。施設に入所されている方の居住費と食費にかかります経費でございます。

次に、113ページの第3款財政安定化基金拠出金、第1項財政安定化基金拠出金、第1目の財政安定化基金拠出金でございます。124万8,000円の計上となっております。県におきまして、各市町村の介護保険特別会計の健全な運営のために基金が設置されておるところへの拠出金でございます。なお、県の基金は、国・県・市町村それぞれ3分の1ずつ負担金より運用され、各市町村における拠出金の1年当たりの額は平成18年度から20年度までの3年間の総給付費見込額から1年当たりの平均給付費見込額を算出をいたしまして、その0.1%で算出をいたしているところでございます。

次に、第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費準備基金積立金でございます。1,623万6,000円の計上をさせていただきます。介護保険の保険給付に関し、保険料等に余剰金が生じる場合に、その余剰金を基金に積み立て、次年度以降の保険給付の財源とするものでございます。

次に、114ページの第5款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目介護予防特定高齢者施策事業費でございます。848万4,000円の計上をさせていただきます。これは要介護状態に移行する恐れの高い、特定高齢者を対象といたしまして実施をいたします介護予防事業にかかります経費で、臨時職員や、歯科衛生士の賃金、労働機能向上指導業務委託料、食の自立支援事業委託料等が主な経費でございます。

第2目の介護予防一般高齢者施策事業費でございますが、258万4,000円を計上させていただいております。65歳以上の高齢者の方を対象といたしまして実施いたします運動機能向上指導等にかかります経費でございます。

次に、115ページの第2項包括的支援事業・任意事業費、第1目包括的支援事業費でございます。1,500万円の計上をさせていただいております。これは斑鳩町社会福祉協議会に委託をしております地域包括支援センターの運営にかかります経費でございます。この地域包括支援センターは、高齢者の保健、福祉、介護を推進していくための重要な拠点でございます。

第2目任意事業費でございます。709万6,000円を計上させていただいております。これは配食サービスや、家族介護用品支給事業等にかかります経費でございます。

次に、117ページの第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金でございます。第1号被保険者保険料還付金、償還金及び第1号被験者還付加算金といたしまして100万4,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、第7款予備費、第1項予備費につきましては、100万円の計上をさせていただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○浦野委員長 介護保険事業特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 皆さん質問がないようですので、私ちょっと順を追ってお聞きしたいと思います。

予算の関係資料も出しておりましたので、こちらの方も見させていただいたわけなんですけれども、この中で幾つか気になる点があるんですが。参考資料の43ページ見てましたらね、余りにも18年度から19年度の要介護認定の状況の見込みがね、要支援1、2が大幅にふえるような感じで、だけど要介護1とか2とか、全部これ若干というのか結構減っていますよね。1、2なんかやったらかなり減っています

けどね、5だけはちょっとふえていますけれども、ちょっとずつ高齢化も進むんだらうとは思いますが、全体の人数でいえば60人ほどプラスやけども、認定の中身の資料で見ると、全然大きく動いているような印象があるんですけど、これはどういう見方をしたらこういうふうになるのかなというのが、私ちょっと理解できなかったの
で、まず教えていただきたいなと思います。

○浦野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今御質問いただきました要介護認定の状況でございますが、18年度から制度改正に伴いまして、今、委員が御指摘いただきましたように要支援1、要支援2というのができております。この表では15年から17年度は実績、18、19は推計ということでさせていただいております。数字的にはこの制度、18年度から始まりましたので、今の介護認定審査の状況等を見ている中で推計させていただいている数字でございます。現状ではこういう形で押さえているところでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 何ですかね、18年度から介護予防えらい力入れてやるようになったからいうて、これ軽い人ようけふえたと、もう早速、効果が出たというようなそんな見方でいいんですかね。ちょっと何ていうのか、そんな簡単に介護予防18年度から始まったからいうて、こんなふうに数字変わるのかなと、そら効果出ているのやったらそれはそれでいいと思うんですけどね。そやけど本当にこういうことなんかなと。その反面ですね、認定審査受けはっても、その方の状態、状態見の中で、そして痴呆の状態とか見の中で、あれ何でこの人が要支援2で、この人が要介護1やねんやろうとか、何かそういうちょっと微妙に制度が変わってきた中で、認定審査についても、何かあれと思うような決定が出ているようなケースもあるように私ちょっと聞いているんですけどね。そういう苦情というたらおかしいですけど、そういう問い合わせとか、あれはこの間、結構あったんじゃないかなと思うんですけど、そういうのはどうですか。

○浦野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 認定に関しましての苦情といいますか、問い合わせの件数はあります。認定を受けられて、結果的に今現状の認定より下がられた方の問い合わせもありますし、逆に認定が上がった何でやという形で来られる方もございます。今言われましたように、その中で1件につきましては、認定が下がられてどうしても不服やという方

が1件ございました。その方につきましては、県の介護保険審査会の方に審査申立されまして、結果的にはそのままの介護認定になった状況でございますが、そういう形で1件ございましたが、その認定に対しての問い合わせは日々窓口でも数名来られますし、その中でもきちっと説明させていただいている状況でございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 これは一定、介護予防の事業をいろいろやる中で、状況がよくなってきている動きが出ているというふうに理解をさせていただいて、本当によろしいんでしょうか。そういうことでよろしいでしょうか。本当にちょっとそう言い切るのには、私不安があるもので確認させていただいたんですけど。

それと、45ページで特例の関係で、今、部長説明していただいたんで、一応、目立てはしていただいているんです。あったときには絶対要りますのでね、予算書の方では目立てしていただいているんですが、実際としては特例の居宅介護サービスとか、施設介護とか、この資料見ていたら、全く使われていないという状況なんですね。だけど、私は1件や、2件、こういう使いはるケースあってもええん違うかなと思う反面、こういうことになっているというのは、使いにくい何か状況になってないのかという心配をするわけなんですけれども、認定が出る以前に使いたい、ぜひ今と、時間早くというケースというのはあると思うんですけど、その辺でちょっとこの辺をどう見ておられるのか、対応が制度使ってもらいにくい状況なんかどうかというのが、私はちょっと心配しているんですけども、担当としてはそれをどうお考えになるのか教えていただきたいなと思っております。

○浦野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 実際に介護サービスを受けられる状態になられた方につきましては、その段階で包括支援センターなり介護保険事務窓口まで来られてご相談されます。その中で、どうしても緊急にサービスをお使いにならないといけないという方につきましては、この特例の関係がありますのでそちらの方を使うという形は窓口でも拒んだことがございませんし、そういう説明もさせていただいているので、実績につきましては、今18年度につきましても、措置された方はおられないという状況でございます。ですから、つまってどうしてもという形では、今の状況ではないという形でございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 本当にそういう困った方のためにある制度ですので、それはまたきちっと趣旨普及をしていただきまして、使いにくいということのないようにぜひしていただきたいというふうに思っています。

それと、地域包括支援センターの件なんですけれども、この運營業務委託料につきまして、1,500万円というのは、前年度と同じ金額で委託料挙がっていると思うんですけれども、実際問題としては、そのプラン立てたりとか、本来の地域包括の事業を進めていこうと思ったら、今の体制ではなかなか厳しいのかなと思いつつも見ているんですけれども、その辺については、町の方は、これ委託はしはるけど責任は市町村にありますのでね、この地域包括支援センターはね。ですから、町として十分な対応が、今の人員で回っていけるのかどうかというところについて、どういふふうに本年も同じ金額で予算計上されているのかお尋ねしておきたいと思います。

○浦野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今お尋ねの地域包括支援センターの運営でございます。18年度につきましては、本年度から包括センターに稼働しまして職員3人でやったわけでございます。社会福祉士、看護師、主任ケアマネージャーが一人ずつ配置しまして、その業務にあたってわけでございます。その中で、18年度の事業につきましては、若干予想もつかないこともございましたが、今、職員も大分落ちついてきてましてその業務にあたって、18年度についてはほぼ計画どおりいける状況になっております。19年度の予算につきましても、同じ1,500万円ということで見えております。また、収入としましては介護報酬がございまして、ケアプランを立てることによって報酬が約1,072万円ほど入ってくるという計算をしております。また、それによりまして、包括支援センターにどうしても対応できない部分につきましては、委託費をもちまして各事業所に委託する計画も立てております。ただ、19年度から特例措置が事業所に8件までという特例がこれからありますので、そういう状況も考えながら、委託費の精査もしながら、また今現状でケアマネージャーが一人でございますので、対応できない分は、社会福祉協議会の方からケアマネージャーを助けるという形での部分も今、頭に若干入れながら、そういうことも考えながらやっているところでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員 どちらにしましても、この認定審査の町の方が出してはる資料ですから、私は見込みわかりませんが、町がこの見込み立ててはるんですから、この見込みからいきましたら、大変ですわ、地域包括支援センターも、はっきり言いましてね。こういう見込み立てておられるんですから。ですから、この点については、私ちょっと心配していますので、今後も私もまた、できるだけもうちょっと細かく分析をさせていただきたいというふうに思っているんですけれども。それとともに、いよいよ厳しい状況で、今言われるように、委託は特例8件で出せるわけなんですけれども、こんなたくさんの人数の一定取りまとめもしていかなあかん中で、地域包括支援センターの運営協議会ですね、ここも重要になってくるのかなと思っているんですが、介護保険の運協から、同じメンバーでこの地域包括支援センターの運営協議会もそのまま時間の暇がないということで、兼務という形で、急遽この立ち上げの前には、そういう形をとられたわけなんです。けど、今後、今のいよいよ地域包括支援センターも大変だということの中では、その協議会の考え方については、私たちも議会からこの委員には出ませんということになりましたので、そっちの方にもいっておりませんのでね、どういう考え方を示されているのかちょっとわからないものですから、そこもちょっとはっきり聞かせといていただきたいなと思います。

○浦野委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、委員の方から御質問ありました地域包括支援センター運営協議会の委員の方につきましては、今ありましたように、介護運営協議会のメンバーの方と同じ方という形で18年度もさせていただいているところでございます。今申されましたように、地域包括支援センターにつきましては、中立、公正の立場の地域包括センターを守っていかなければならないということでございますので、その立場を十分に守っていくという協議会で重要な役目を果たしております。同じく、その委員につきましても、介護保険サービスに関する事業者でありますとか、介護保険の被保険者の方でありますとか、また、地域ケアに関する学識を持っておられる方という形での委員の選任をいたしまして、現在その方に入っていて、協議会の協議をやっていただいているところでございます。

○浦野委員長 里川委員。

○里川委員　それでね、私ちょっと介護保険と同じメンバーで地域包括の運協をやっていたので、ちょっと私自身は違和感あったんですけども、地域包括支援センターの運營業務を社協へ委託すると、社協へ委託して社協でやっていただいている中で、その地域包括の職員さんの代表、社会福祉士なりが、例えば運協やるとなったら、福祉課の介護保険の担当の職員と一緒に事務局の役割をするのかなという気もするんですけども、逆に、委員の中には、社協の常務理事が入っておられるというような格好になっていたように思うんですけどね、その辺の整理については、どうなんかな。委託されている側の社協の職員さんですね、委託を受けている職員さんは、事務局として入ってもうてましたんやろか。その辺は今後どんなふうな考え方になっていくのか、ちょっと整理したいので、教えていただけますでしょうか。

○浦野委員長　西川福祉課長。

○西川福祉課長　私ちょっと説明の不足で申しわけございません。今、委員が言われたように、包括支援センターの委員には、社協の理事が介護運営協議会に入っておりますが、包括支援センターの委員には理事を外しております。申しわけありません。

今、言われましたように、包括支援センターの運営協議会の事務局と、社協側に委託しておりますので、事務局として入る立場でございます。

○浦野委員長　里川委員。

○里川委員　以前からちょっと問題にしてきました療養型病床群の問題で、私ちょっとずうっと心配していて、これずうっと経過見ているんですけどね、2012年の3月までに、いよいよ医療型の療養病床群を25万床から15万床に大きく削減を徐々にやっていくということになっているんですけども、こんな中で、そういう介護型の療養病床に入っておられる方たちは、退院、そんな3カ月やそこらで退院できる見込みというのはあるのかいうたら、やっぱり7割以上の方がないと。そして、見通しなけれども、受け皿が整備されるんやったら退院できるかという条件つきでやっと23%ぐらいの方が、それやったら退院できるといわはるぐらいの状況で、非常にこの問題が大きな私は今後も社会問題として続いていくんではないかなというふうに思っているんです。病床から帰ってきたら、地域でどう見るのか、また医療になるのか、介護になるか、この辺の線引きも難しいですしね、非常に私もちょっとこの点については心配して見ているとこなので、今後、2012年の3月までにというような国が

方針出していますので、もう何やうかうかしていたらすぐそういう時期迎えますので、もう今からこれに向けて、国からの情報とかもキャッチしていただいて、そして県なんかにもどんどん要望も出していただいて、本当に困るという方が出てくると思いますので、少しでもそういった方々の対応ができるような体制をつくっていきたいなど私も思っていますけれども、行政側としても、もちろん行政が何もかもするということではないんですけれども、そういう制度を使って、業者さんがちゃんとそういう対応できるのかとか、またいろいろな制度の中で、それが施設というのか、サービスが充足しているのかとか、こういう問題は連携してきますので、ぜひともまたそういった研究もしていただきたいというふうをお願いしておきたいと思えます。

○浦野委員長 これをもって介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

(午後 4時03分 休憩)

(午後 4時03分 再開)

○浦野委員長 再開します。

これをもって本日の審査を終了いたします。

明日も引き続き、午前9時から予算審査特別委員会を行いますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後 4時04分 散会)